市議会令和７年第３回定例会

議 案 及 び 議 案 資 料

議案第１号～議案第１５号

（第１集）

柏　　市

目　　次

議案第　１号　柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について　……　１

議案第　１号資料　柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例について　……　５

議案第　２号　柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について　……　９

議案第　２号資料　柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例について　……１５

議案第　３号　工事の請負契約の締結について（柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（建築工事））　……１７

議案第３号から第５号まで資料　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事関係　……１９

議案第　３号資料　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（建築工事）関係　……３５

議案第　４号　工事の請負契約の締結について（柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（電気設備工事））　……３７

議案第　４号資料　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（電気設備工事）関係　……３９

議案第　５号　工事の請負契約の締結について（柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（機械設備工事））　……４１

議案第　５号資料　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（機械設備工事）関係　……４３

議案第　６号　「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（建築工事））　……４５

議案第　６号資料　「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（建築工事））関係　……４７

議 案 第　　７ 号　「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（電気設備工事））　……４９

議案第　７号資料　「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（電気設備工事））関係　……５１

議 案 第　　８ 号　「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（機械設備工事））　……５３

議案第　８号資料　「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（機械設備工事））関係　……５５

議 案 第　　９ 号　工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区２号近隣公園整備工事（造園））　……５７

議案第　９号資料　柏北部中央地区２号近隣公園整備工事（造園）関係　……５９

議 案 第 １ ０ 号　財産の取得について（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）　……６３

議案第１０号資料　財産（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）取得関係　……６５

議 案 第 １ １ 号　財産の取得について（災害対策用プライベートルーム）　……６７

議案第１１号資料　財産（災害対策用プライベートルーム）取得関係　……６９

議 案 第 １ ２ 号　財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）　……７３

議案第１２号資料　財産（災害対応特殊救急自動車）取得関係　……７５

議 案 第 １ ３ 号　財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末））　……７９

議案第１３号資料　財産（柏市立小中学校情報機器（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末））取得関係　……８１

議 案 第 １ ４ 号　市道路線の認定について　……８３

議案第１４号資料　市道路線認定関係　……８７

議 案 第 １ ５ 号　字の区域の設定及び廃止並びに変更について　……９７

議案第　１号

柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

運動場の使用に係る登録を受けているものが体育館の使用に係る申請を他に優先して行うことができること等としたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例

（柏市運動場条例の一部改正）

第１条　柏市運動場条例（昭和４４年柏市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「受けることにより」を「受けたときその他規則で定めるときは」に改め，同条第３項第２号中「第５条」を「第５条第２項」に改める。

第５条第２項第３号中「又は」を「若しくは」に改め，「規則」の次に「又は柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）若しくは同条例に基づく規則」を加える。

（柏市民体育館条例の一部改正）

第２条　柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条の３中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号から第８号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条から第５条までを次のように改める。

第３条から第５条まで　削除

第５条の２第３項に後段として次のように加える。

この場合において，当該許可を受けようとするものが柏市運動場条例（昭和４４年柏市条例第２７号）第３条第１項の登録を受けているとき又は体育館の施設を貸切りで使用しようとするとき（規則で定めるときに限る。）は，他に優先して当該申請をすることができる。

第５条の９第１項中「第３条」を「第５条の２」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に第２条の規定による改正前の柏市民体育館条例（以下「旧体育館条例」という。）第３条第１項の登録を受けているものは，この条例の施行の日において第１条の規定による改正後の柏市運動場条例（以下「新運動場条例」という。）第３条第１項の登録を受けたものとみなす。

３　旧体育館条例第５条の規定により登録を取り消されたことがあるものに係る新運動場条例第３条第３項第２号及び第５条第２項第３号の規定の適用については，新運動場条例第３条第３項第２号中「第５条第２項」とあるのは「第５条第２項又は柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例（令和７年柏市条例第　　号）第２条の規定による改正前の柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）第５条」と，新運動場条例第５条第２項第３号中「柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）」とあるのは「柏市民体育館条例」とする。

４　前２項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な経過措置は，規則で定める。

議案第１号資料

柏市運動場条例及び柏市民体育館条例の一部を改正する条例について

柏市運動場条例（昭和４４年柏市条例第２７号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(登録) 第3条　運動場を使用しようとする個人又は団体は，あらかじめ指定管理者の登録(以下「登録」という。)を受けることにより，他に優先して第5条の2第3項の申請をすることができる。	(登録) 第3条　運動場を使用しようとする個人又は団体は，あらかじめ指定管理者の登録(以下「登録」という。)を受けたときその他規則で定めるときは，他に優先して第5条の2第3項の申請をすることができる。
2　略	2　略
3　指定管理者は，登録を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは，登録をしないことができる。この場合において，その旨及びその理由を当該登録を受けようとするものに通知するものとする。 (1)　略 (2)　第5条の規定により登録を取り消されたことがあるとき。 (3)及び(4)　略	3　指定管理者は，登録を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは，登録をしないことができる。この場合において，その旨及びその理由を当該登録を受けようとするものに通知するものとする。 (1)　略 (2)　第5条第2項の規定により登録を取り消されたことがあるとき。 (3)及び(4)　略
(登録の取消し等) 第5条　略	(登録の取消し等) 第5条　略
2　指定管理者は，登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は指定管理者が特に必要があると認めるときは，そのものの登録を取り消し，又は登録の効力を停止することができる。この場合において，規則で定めるところにより，その旨及びその理由をそのものに通知するものとする。 (1)及び(2)　略 (3)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	2　指定管理者は，登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は指定管理者が特に必要があると認めるときは，そのものの登録を取り消し，又は登録の効力を停止することができる。この場合において，規則で定めるところにより，その旨及びその理由をそのものに通知するものとする。 (1)及び(2)　略 (3)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は柏市民体育館条例(昭和52年柏市条例第7号)若しくは同条例に基づく規則に違反したとき。

柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第2条の3　前条の規定により指定管理者に行わせる体育館の管理に係る業務は，次に掲げるとおりとする。 (1)　略 (2)　第3条の規定による登録等，第4条の規定による登録の変更の届出及び第5条の規定による登録の取消し等に関すること。 (3)　略 (4)　略 (5)　略 (6)　略 (7)　略	(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第2条の3　前条の規定により指定管理者に行わせる体育館の管理に係る業務は，次に掲げるとおりとする。 (1)　略 (2)　略 (3)　略 (4)　略 (5)　略 (6)　略

(8)　略	(7)　略
(登録)	
第3条　体育館を使用しようとするもの(複数の者で使用しようとする場合は，そのいずれかの者)であって，市内に在住する者並びに市内に勤務先及び通学先のある者は，あらかじめ指定管理者の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。	第3条から第5条まで　削除
2　登録を受けようとするものは，規則で定めるところにより，指定管理者に申請をしなければならない。	
3　指定管理者は，登録を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは，登録をしないことができる。この場合において，その旨及びその理由を当該登録を受けようとするものに通知するものとする。	
(1)　偽りその他不正の手段により登録を受けようとするとき。	
(2)　第5条の規定により登録を取り消されたことがあるとき。	
(登録の変更の届出)	
第4条　登録を受けたものは，登録を受けた事項に変更が生じたときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を指定管理者に届け出なければならない。	
(登録の取消し等)	
第5条　指定管理者は，登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は指定管理者が特に必要があると認めるときは，そのものの登録を取り消し，又は登録の効力を停止することができる。この場合において，規則で定めるところにより，その旨及びその理由をそのものに通知するものとする。	
(1)　前条の規定に該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。	
(2)　偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。	
(3)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	
(使用の許可等)	(使用の許可等)
第5条の2　略	第5条の2　略
2　略	2　略
3　許可を受けようとするものは，規則で定めるところにより，指定管理者に申請をしなければならない。	3　許可を受けようとするものは，規則で定めるところにより，指定管理者に申請をしなければならない。この場合において，当該許可を受けようとするものが柏市運動場条例(昭和44年柏市条例第27号)第3条第1項の登録を受けているとき又は体育館の施設を貸切りで使用しようとするとき(規則で定めるときに限る。)は，他に優先して当該申請をすることができる。
4及び5　略	4及び5　略
(市長による管理等)	(市長による管理等)
第5条の9　指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に体育館の管理を行わせることが	第5条の9　指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に体育館の管理を行わせることが

できない場合におけるこの条例の規定の適用については，第2条の4及び第2条の5中「指定管理者が必要と認めるときは，市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と，第3条から第5条の4まで及び第5条の7の3の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。	できない場合におけるこの条例の規定の適用については，第2条の4及び第2条の5中「指定管理者が必要と認めるときは，市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と，第5条の2から第5条の4まで及び第5条の7の3の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。
2及び3　略	2及び3　略

議案第　２号

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

北柏駅北口第三駐輪場及び北柏駅北口第四駐輪場を設置するとともに，北柏駅北口第一駐輪場の使用料の額の改定等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例

第１条　柏市駐輪場等条例（平成１５年柏市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項の表第２１号中「２９４番ほか」を「２５９番２ほか」に改め，同表中第４０号を第４２号とし，第２３号から第３９号までを２号ずつ繰り下げ，第２２号の次に次の２号を加える。

２３	北柏駅北口第三駐輪場	柏市根戸２６７番ほか
２４	北柏駅北口第四駐輪場	柏市根戸１８６９番１ほか

別表第２北柏駅北口第一駐輪場の項を次のように改める。

北柏駅北口第一駐輪場	○			○	○	○

別表第２北柏駅北口第二駐輪場の項の次に次のように加える。

北柏駅北口第三駐輪場	○	○	○	○		
北柏駅北口第四駐輪場	○					

別表第３第１項の表北柏駅北口第一駐輪場の項を次のように改める。

北柏駅北口第一駐輪場	６，１２０	３，０００		

別表第３第１項の表北柏駅北口第二駐輪場の項の次に次のように加える。

北柏駅北口第三駐輪場			１４，６４０	１８，３６０

第２条　柏市駐輪場等条例の一部を次のように改正する。

別表第２北柏駅北口第四駐輪場の項を次のように改める。

北柏駅北口第四駐輪場	○			○		

別表第３第１項の表北柏駅北口第一駐輪場の項を次のように改める。

北柏駅北口第一駐輪場	４，９２０	２，４００		

別表第３第１項の表北柏駅北口第三駐輪場の項中

「

を

」

「

７，３２０	３，７２０

に改め，同項の次に次のように加える。

」

北柏駅北口第四駐輪場	７，３２０	３，７２０		

附　則

（施行期日）

１　この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条及び次項から附則第４項までの規定　令和８年１月２６日

(2) 附則第５項の規定　令和８年２月２日

(3) 第２条及び附則第６項の規定　令和８年４月１日

（令和７年度における北柏駅北口第三駐輪場及び北柏駅北口第四駐輪場の駐輪場定期利用）

２　前項第１号に掲げる規定の施行の日（以下「第１号施行日」という。）から同項第３号に掲げる規定の施行の日（以下「第３号施行日」という。）の前日までの間（以下「特定期間」という。）における北柏駅北口第三駐輪場又は北柏駅北口第四駐輪場の駐輪場定期利用（自転車に係るものに限る。附則第４項を除き，以下同じ。）については，第１条の規定による改正後の柏市駐輪場等条例（次項及び附則第４項において「改正後の条例」という。）第５条第１項の規定にかかわらず，北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用に係る同項の許可（特定期間を当該許可の期間に含むものに限る。）を受けている者に限り，することができる。

３　前項に規定する者が特定期間において北柏駅北口第三駐輪場又は北柏駅北口第四駐輪場の駐輪場定期利用をする場合における改

正後の条例第１２条第３項の規定の適用については，同項中「駐輪場」とあるのは「北柏駅北口第三駐輪場又は北柏駅北口第四駐輪場」と，「当該利用票」とあるのは「北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用（自転車に係るものに限る。）に係る利用票」とする。

４　第１号施行日の前日において北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用（原動機付自転車又は自動二輪車に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る第１条の規定による改正前の柏市駐輪場等条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第５条第１項の許可（特定期間を当該許可の期間に含むものに限る。以下この項において「旧許可」という。）を受けていた者は，第１号施行日において，北柏駅北口第三駐輪場の駐輪場定期利用に係る改正後の条例第５条第１項の許可を受けたものとみなす。この場合において，旧許可を受けていた者が改正前の条例第９条の規定により納付した北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用に係る使用料（特定期間に係るものに限る。）は改正後の条例第９条の規定により納付された特定期間における北柏駅北口第三駐輪場の駐輪場定期利用に係る使用料と，旧許可を受けていた者に改正前の条例第１２条の規定により交付された北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用に係る利用票は改正後の条例第１２条の規定により交付された北柏駅北口第三駐輪場の駐輪場定期利用に係る利用票とみなす。

（準備行為）

５　北柏駅北口第三駐輪場及び北柏駅北口第四駐輪場における駐輪場定期利用に係る第２条の規定による改正後の柏市駐輪場等条例第９条の規定による使用料の納付，同条例第１０条の規定による使用料の減免，同条例第１１条の規定による使用料の返還及び同条例第１２条の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，第３号施行日前においても，同条例第９条から第１１条まで及び第１２条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

６　第２条の規定による改正後の柏市駐輪場等条例別表第３第１項

の表の規定は，第３号施行日以後の北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用に係る使用料の額について適用し，第３号施行日前の北柏駅北口第一駐輪場の駐輪場定期利用に係る使用料の額については，なお従前の例による。

議案第２号資料

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例について

柏市駐輪場等条例（平成１５年柏市条例第１６号）新旧対照表（第１条関係）

改正前

別表第1(第2条，第3条の2)

１　駐輪場

号	名称	位置
1から20まで　略		
21	北柏駅北口第一駐輪場	柏市根戸294番ほか
22　略		
23　略		
24　略		
25　略		
26　略		
27　略		
28　略		
29　略		
30　略		
31　略		
32　略		
33　略		
34　略		
35　略		
36　略		
37　略		
38　略		
39　略		
40　略		

２　略

別表第2(第4条第3項)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自転車	原動機付自転車	自動二輪車	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅南口第三駐輪場まで　略						
北柏駅北口第一駐輪場	○	○	○	○	○	○
北柏駅北口第二駐輪場　略						
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略						

別表第3(第9条第1項及び第4項，第11条の2第4項)

１　駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

改正後

別表第1(第2条，第3条の2)

１　駐輪場

号	名称	位置
1から20まで　略		
21	北柏駅北口第一駐輪場	柏市根戸259番2ほか
22　略		
23	北柏駅北口第三駐輪場	柏市根戸267番ほか
24	北柏駅北口第四駐輪場	柏市根戸1869番1ほか
25　略		
26　略		
27　略		
28　略		
29　略		
30　略		
31　略		
32　略		
33　略		
34　略		
35　略		
36　略		
37　略		
38　略		
39　略		
40　略		
41　略		
42　略		

２　略

別表第2(第4条第3項)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自転車	原動機付自転車	自動二輪車	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅南口第三駐輪場まで　略						
北柏駅北口第一駐輪場	○			○	○	○
北柏駅北口第二駐輪場　略						
北柏駅北口第三駐輪場	○	○	○	○		
北柏駅北口第四駐輪場	○					
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略						

別表第3(第9条第1項及び第4項，第11条の2第4項)

１　駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

駐輪場	使用料又は利用料金(円)			
	自転車(1台当たり)		原動機付自転車(1台当たり)	自動二輪車(1台当たり)
	一般	高校生以下		
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅南口第三駐輪場まで　略				
北柏駅北口第一駐輪場	6,120	3,000	14,640	18,360
北柏駅北口第二駐輪場　略				
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略				

備考　略

2から4まで　略

駐輪場	使用料又は利用料金(円)			
	自転車(1台当たり)		原動機付自転車(1台当たり)	自動二輪車(1台当たり)
	一般	高校生以下		
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅南口第三駐輪場まで　略				
北柏駅北口第一駐輪場	6,120	3,000		
北柏駅北口第二駐輪場　略				
北柏駅北口第三駐輪場			14,640	18,360
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略				

備考　略

2から4まで　略

柏市駐輪場等条例新旧対照表（第２条関係）

改正前

別表第2(第4条第3項)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自転車	原動機付自転車	自動二輪車	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅北口第三駐輪場まで　略						
北柏駅北口第四駐輪場	○					
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略						

別表第3(第9条第1項及び第4項, 第11条の2第4項)

1　駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

駐輪場	使用料又は利用料金(円)			
	自転車(1台当たり)		原動機付自転車(1台当たり)	自動二輪車(1台当たり)
	一般	高校生以下		
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅南口第三駐輪場まで　略				
北柏駅北口第一駐輪場	6,120	3,000		
北柏駅北口第二駐輪場　略				
北柏駅北口第三駐輪場			略	略
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略				

備考　略

2から4まで　略

改正後

別表第2(第4条第3項)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自転車	原動機付自転車	自動二輪車	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅北口第三駐輪場まで　略						
北柏駅北口第四駐輪場	○			○		
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略						

別表第3(第9条第1項及び第4項, 第11条の2第4項)

1　駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

駐輪場	使用料又は利用料金(円)			
	自転車(1台当たり)		原動機付自転車(1台当たり)	自動二輪車(1台当たり)
	一般	高校生以下		
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅南口第三駐輪場まで　略				
北柏駅北口第一駐輪場	4,920	2,400		
北柏駅北口第二駐輪場　略				
北柏駅北口第三駐輪場	7,320	3,720	略	略
北柏駅北口第四駐輪場	7,320	3,720		
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで　略				

備考　略

2から4まで　略

議案第　３号

工事の請負契約の締結について

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（建築工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市立高田小学校の校舎の長寿命化改良工事及び給食棟等の増築工事を行いたいので提案する。

１　名称

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（建築工事）

２　場所

柏市高田３７６番地の３

３　概要

校舎棟の改修工事，給食棟及びエレベーター棟等の増築工事並びに外構工事

４　契約の方法

制限付一般競争入札

５　契約金額

２，１８３，５００，０００円

６　契約の相手方

広島・小倉特定建設工事共同企業体

構成員　柏市豊四季１００４番地

（代表者）広島建設株式会社

代表取締役　　島　田　秀　貴

構成員　柏市若柴１６２番地１

小倉建設株式会社

代表取締役　　小　倉　宏　庸

議案第３号から第５号まで資料

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事関係

案内図

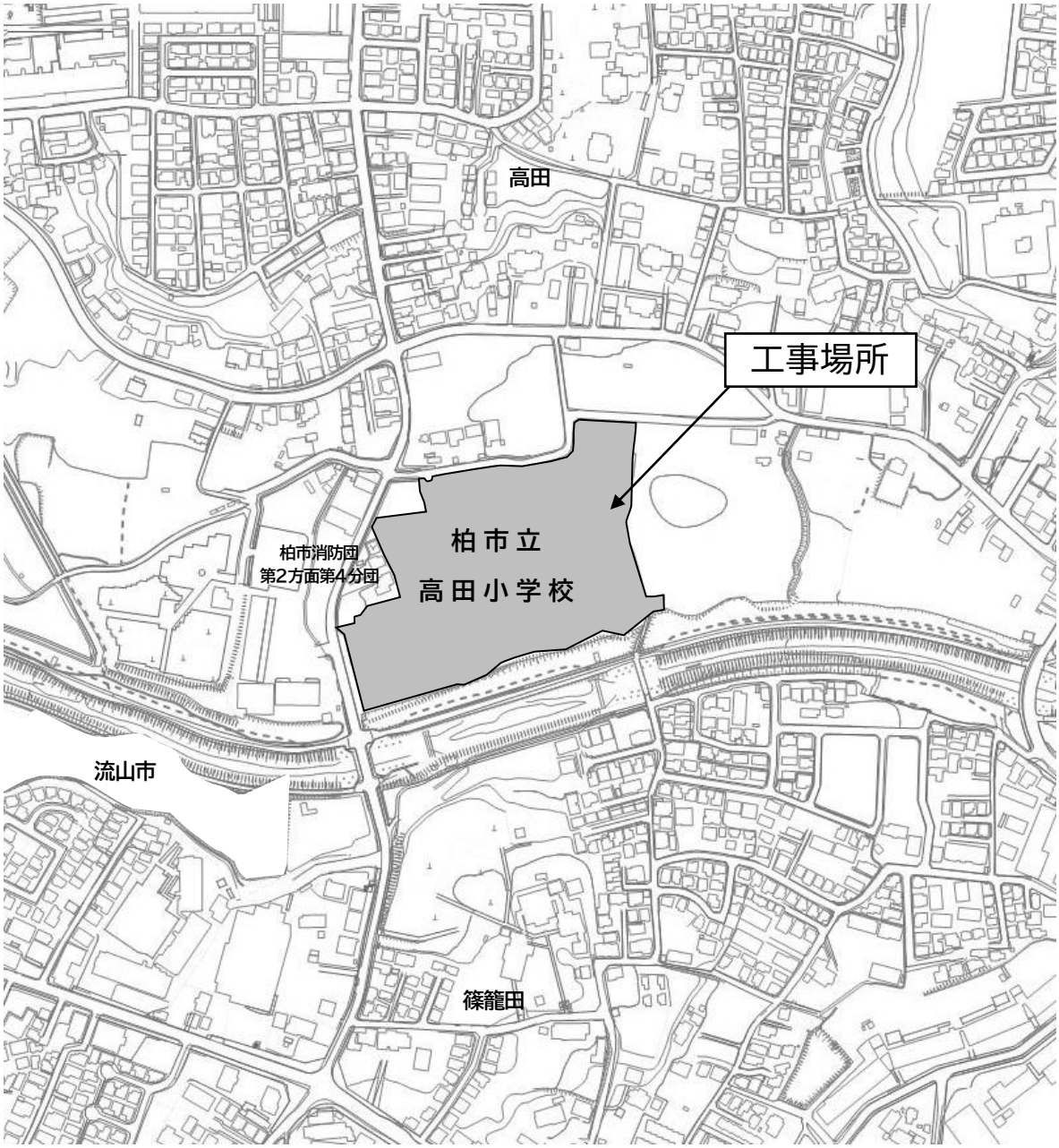

配置図

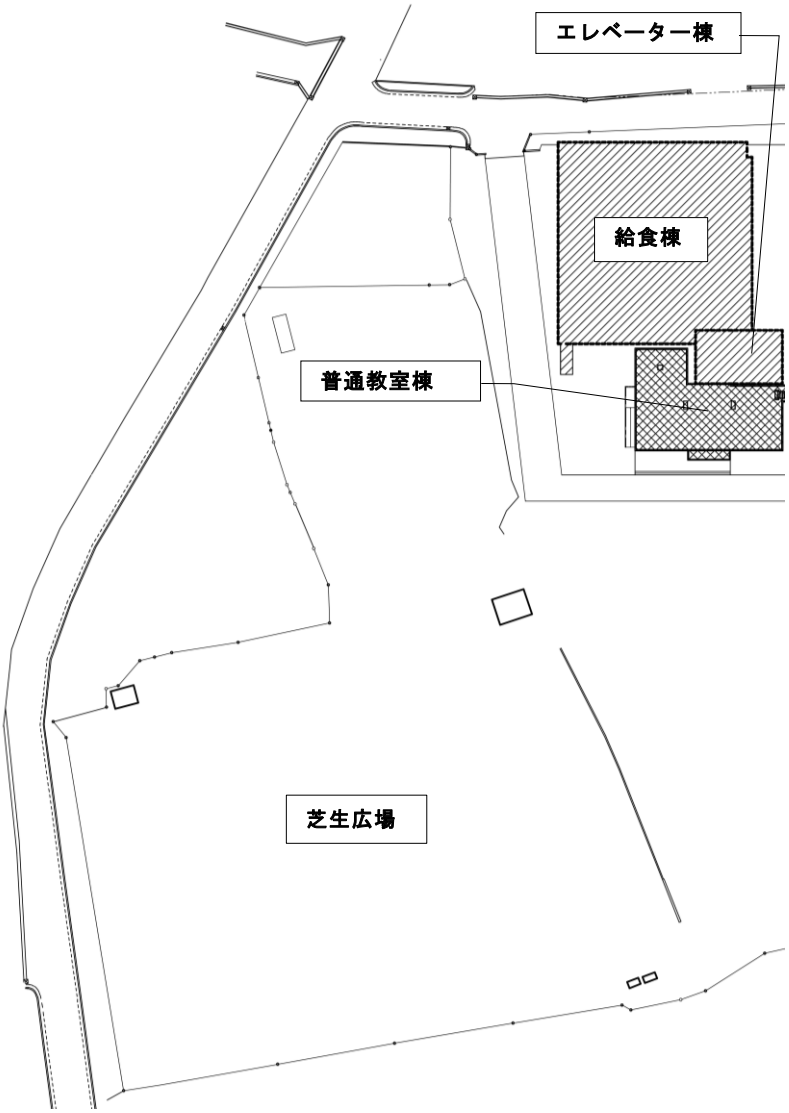

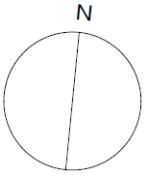

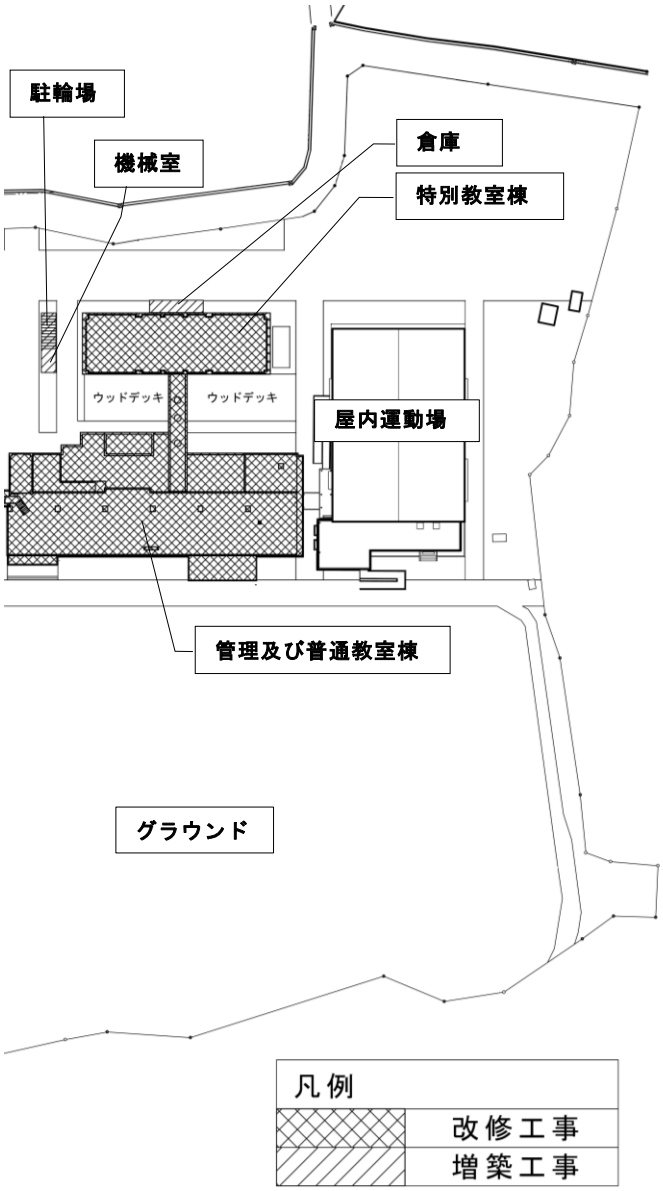
駐輪場
機械室
倉庫
特別教室棟
ウッドデッキ
ウッドデッキ
屋内運動場
管理及び普通教室棟
グラウンド
凡例
改修工事
増築工事

1 階平面図

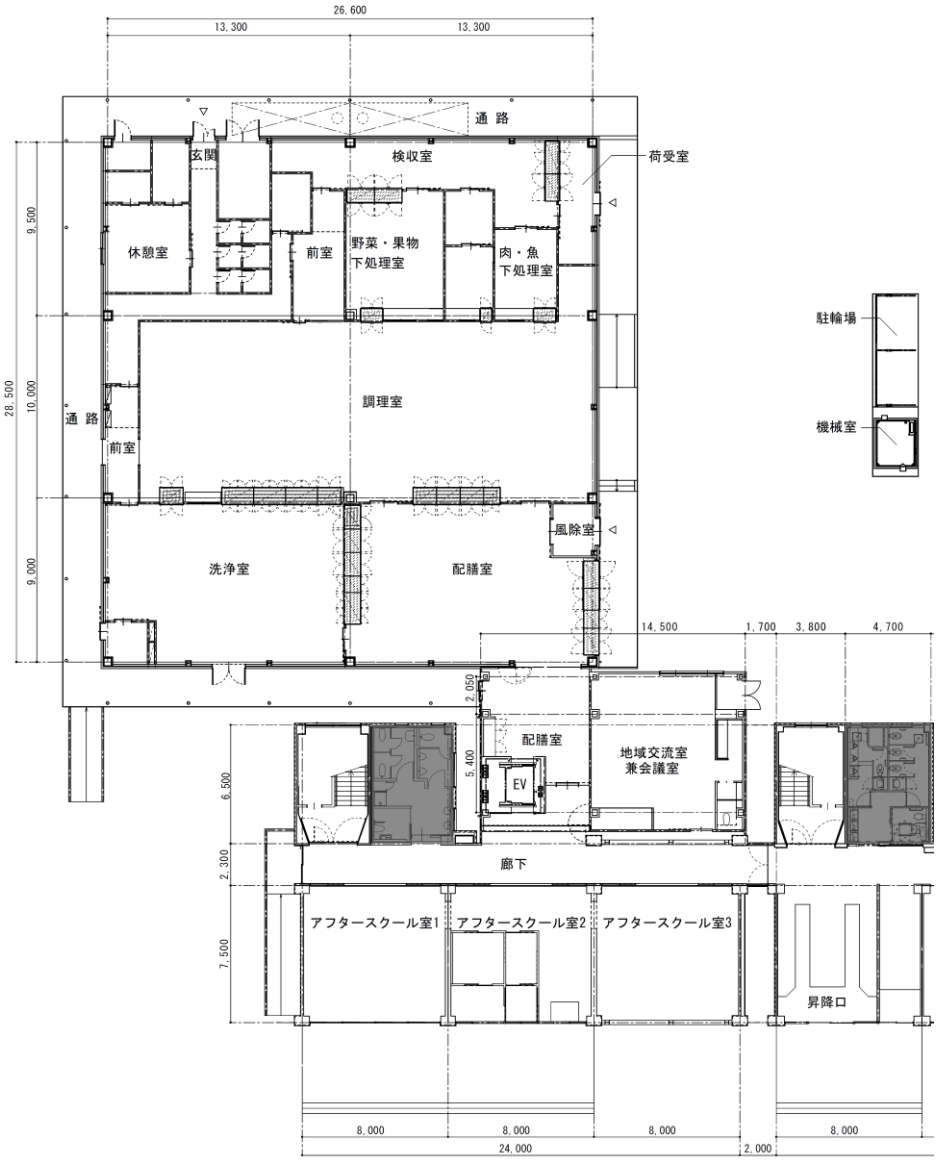
26,600
13,300
13,300
通 路
玄関
検収室
荷受室
休憩室
前室
野菜・果物
下処理室
肉・魚
下処理室
駐輪場
機械室
調理室
通 路
前室
風除室
洗浄室
配膳室
9,500
10,000
9,000
28,500
14,500
1,700
3,800
4,700
2,050
5,400
6,500
2,300
7,500
配膳室
EV
地域交流室
兼会議室
廊下
アフタースクール室1
アフタースクール室2
アフタースクール室3
昇降口
8,000
8,000
8,000
8,000
24,000
2,000

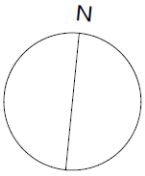
N

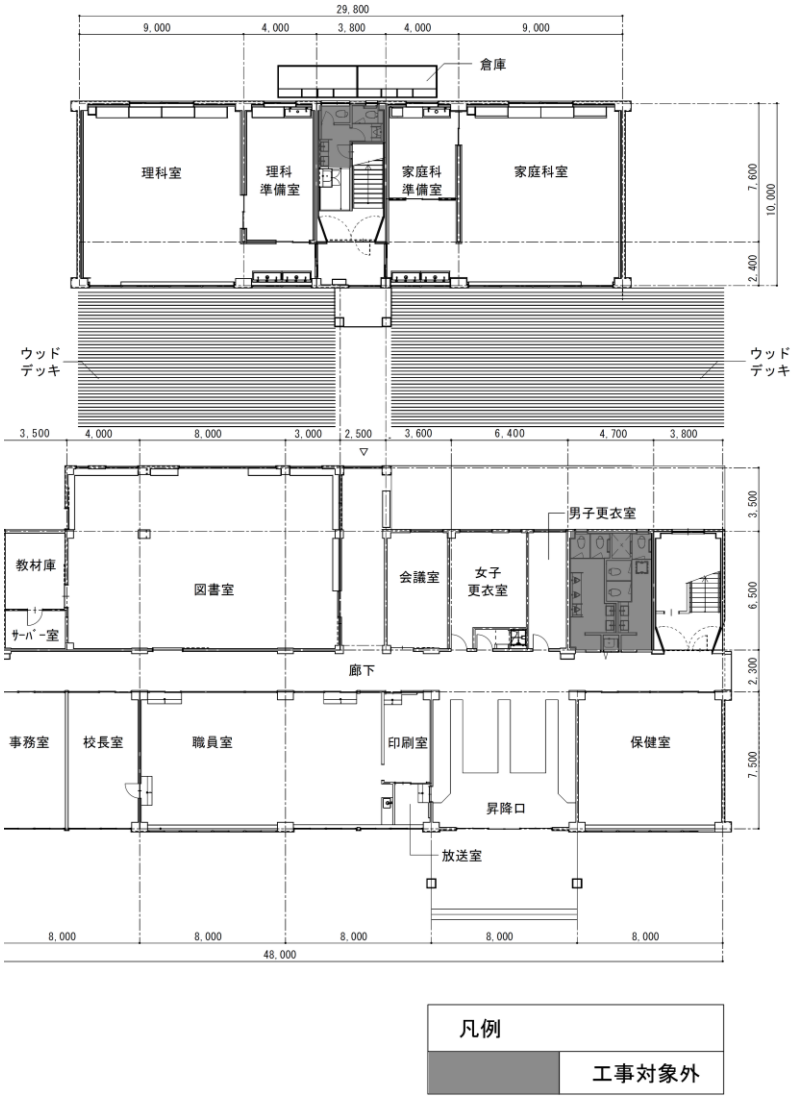

凡例	
	工事対象外

単位　ｍｍ

２階平面図

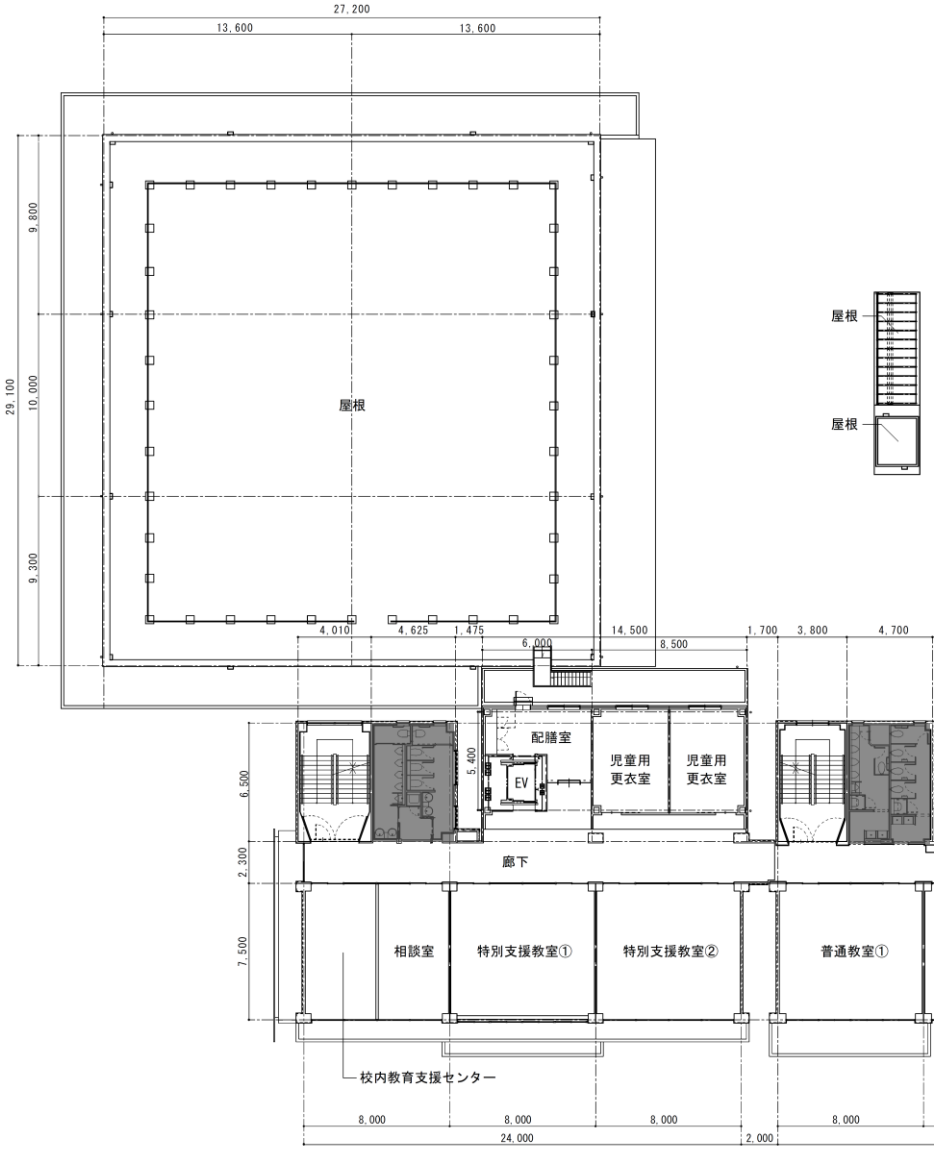
27,200
13,600
13,600
9,800
10,000
9,300
29,100
屋根
屋根
屋根
4,010
4,625
1,475
6,000
14,500
8,500
1,700
3,800
4,700
配膳室
EV
児童用
更衣室
児童用
更衣室
5,400
6,500
2,300
7,500
廊下
相談室
特別支援教室①
特別支援教室②
普通教室①
校内教育支援センター
8,000
8,000
8,000
8,000
24,000
2,000

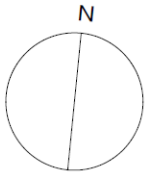
N

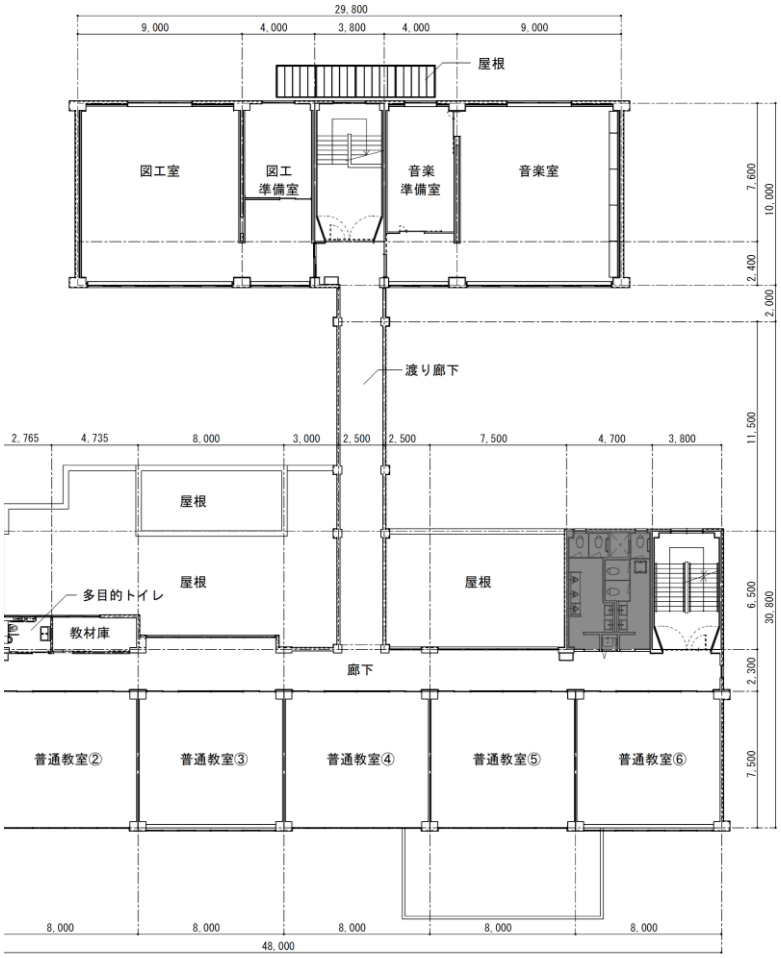

凡例	
	工事対象外

単位　ｍｍ

3 階平面図

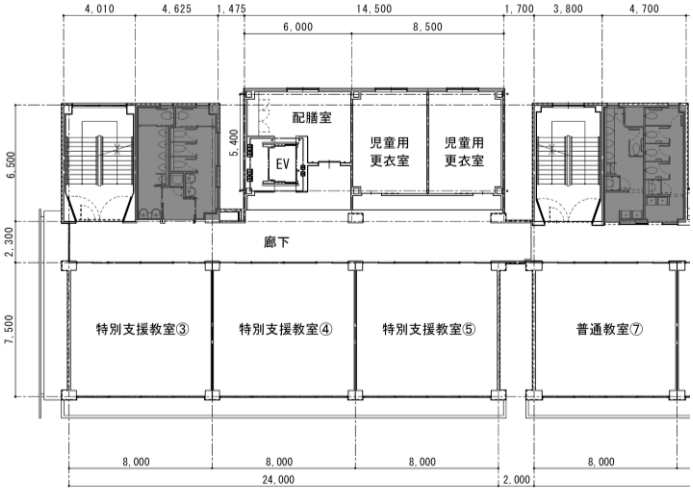
4,010
4,625
1,475
14,500
1,700
3,800
4,700
6,000
8,500
配膳室
EV
児童用
更衣室
児童用
更衣室
5,400
6,500
2,300
7,500
廊下
特別支援教室③
特別支援教室④
特別支援教室⑤
普通教室⑦
8,000
8,000
8,000
8,000
24,000
2,000

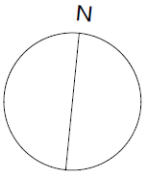
N

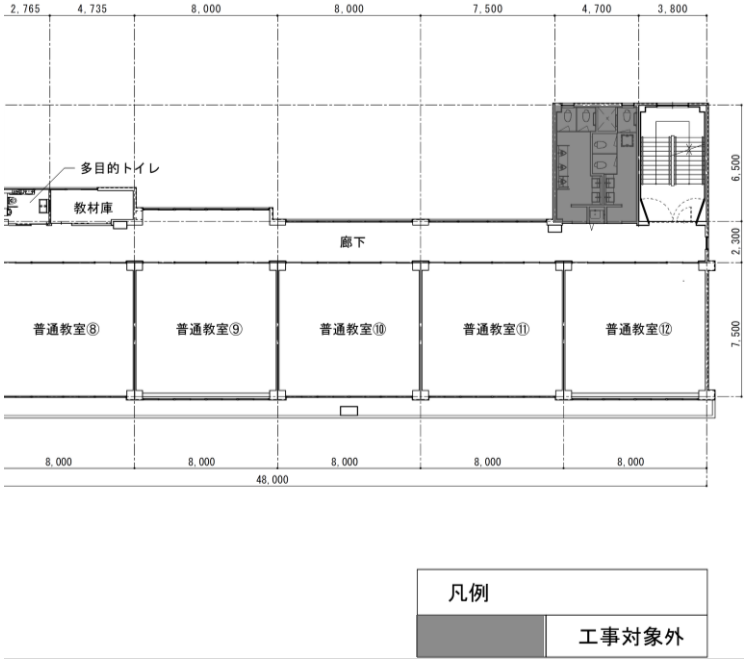
2,765
4,735
8,000
8,000
7,500
4,700
3,800
多目的トイレ
教材庫
廊下
6,500
2,300
7,500
普通教室⑧
普通教室⑨
普通教室⑩
普通教室⑪
普通教室⑫
8,000
8,000
8,000
8,000
8,000
48,000
凡例
工事対象外

単位　ｍｍ

4階平面図

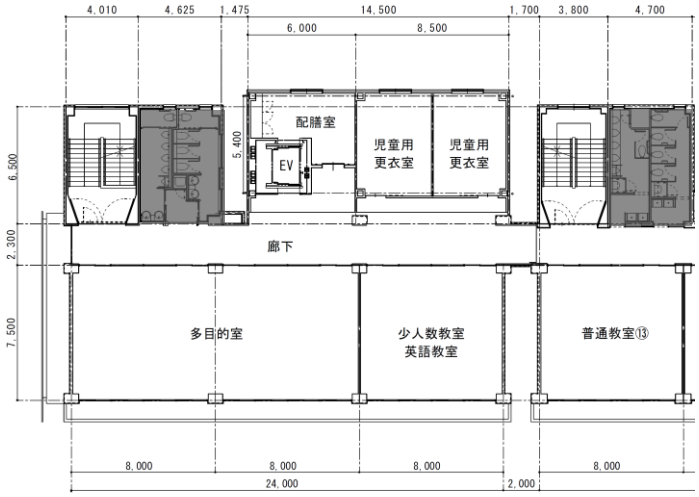
4,010
4,625
1,475
14,500
1,700
3,800
4,700
6,000
8,500
配膳室
EV
児童用
更衣室
児童用
更衣室
5,400
6,500
2,300
7,500
廊下
多目的室
少人数教室
英語教室
普通教室⑬
8,000
8,000
8,000
8,000
24,000
2,000

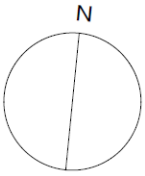
N

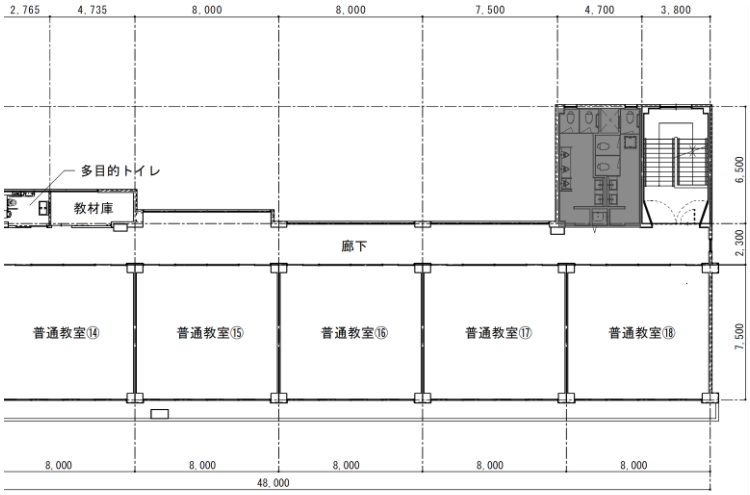

凡例	
	工事対象外

単位　ｍｍ

立面図①

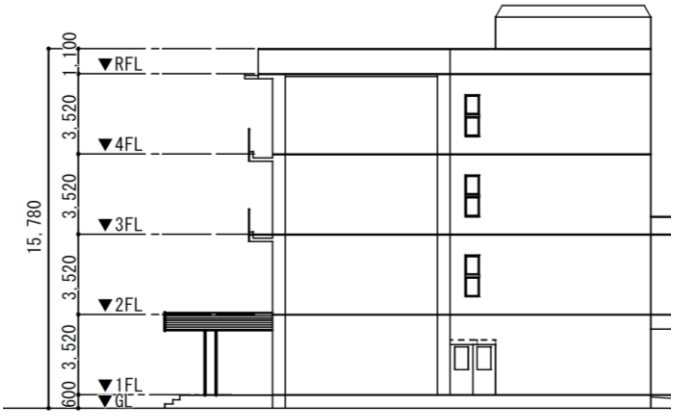

東立面図

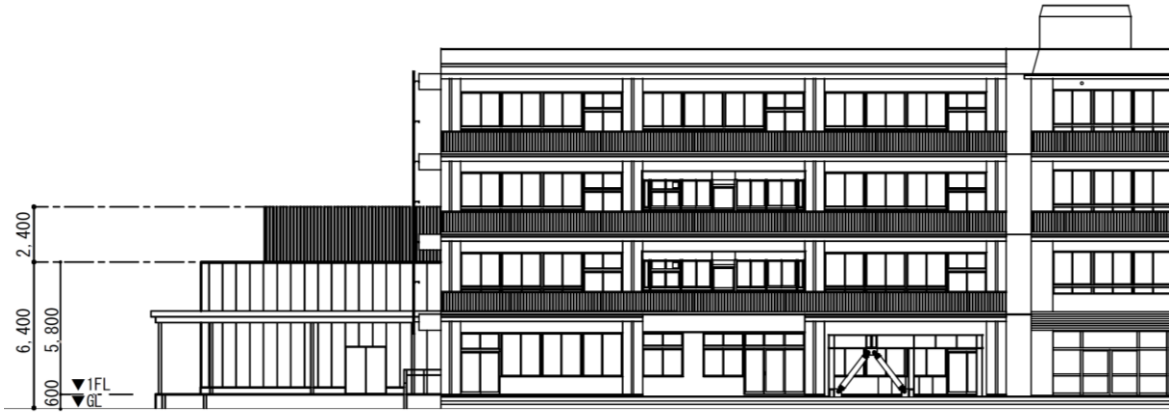

南立面図

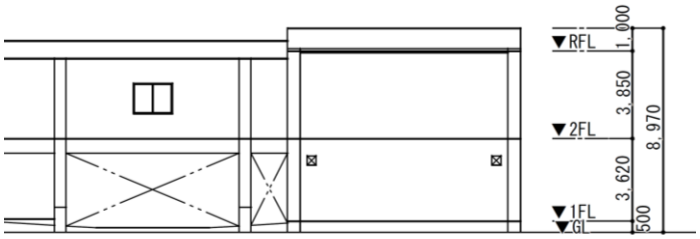
▼RFL
▼2FL
▼1FL
▼GL
1,000
3,850
3,620
500
8,970

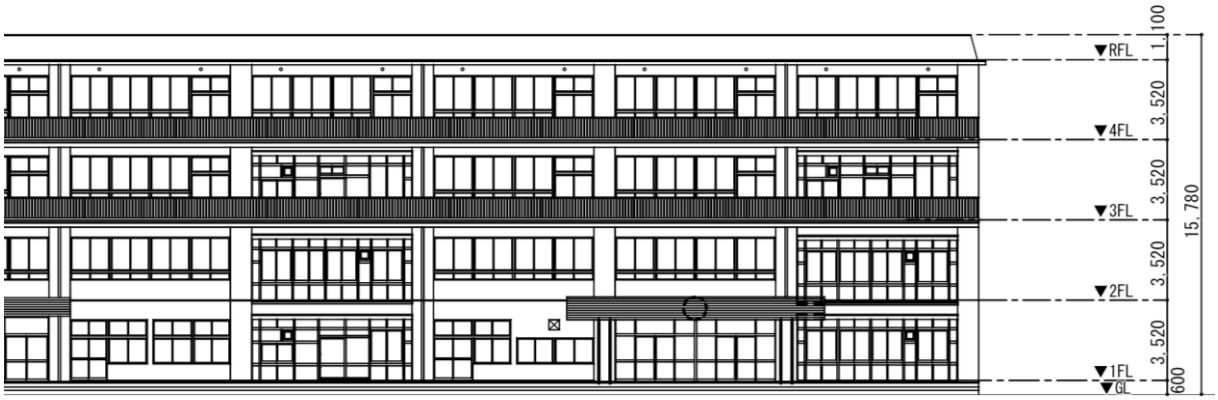
▼RFL
▼4FL
▼3FL
▼2FL
▼1FL
▼GL
1,100
3,520
3,520
3,520
3,520
600
15,780

単位　mm

立面図②

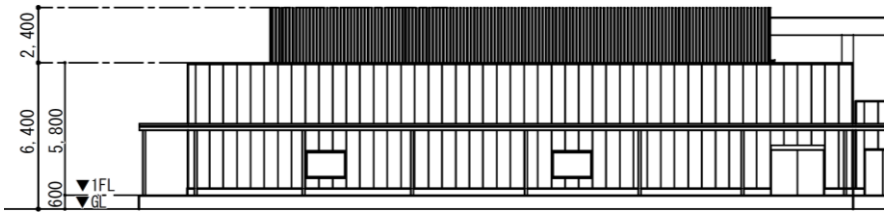

西立面図

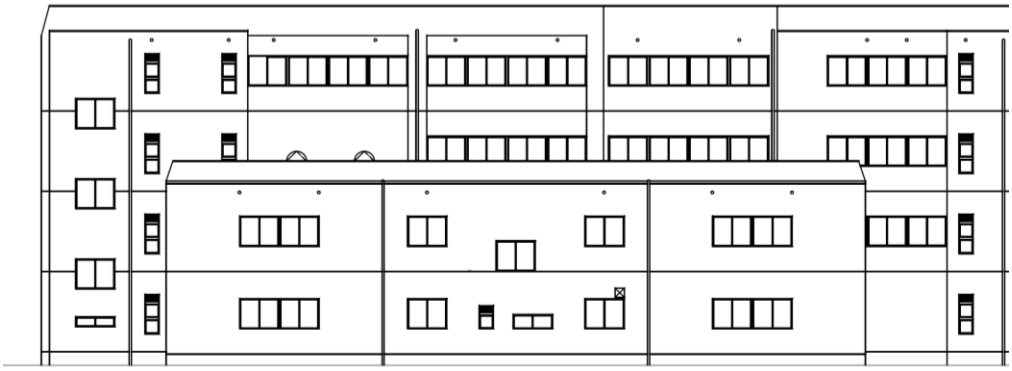

北立面図

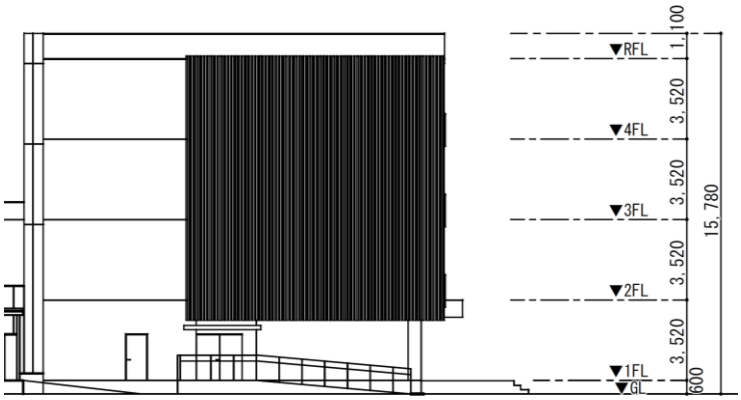
▼RFL
▼4FL
▼3FL
▼2FL
▼1FL
▼GL
1,100
3,520
3,520
3,520
3,520
600
15,780

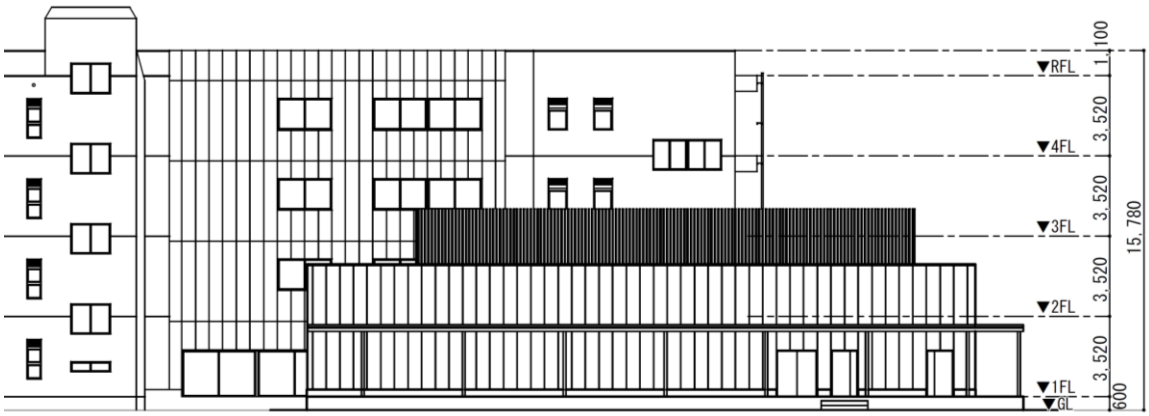
▼RFL
▼4FL
▼3FL
▼2FL
▼1FL
▼GL
1,100
3,520
3,520
3,520
3,520
600
15,780

単位　ｍｍ

議案第３号資料

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（建築工事）関係

契約の経過

件名　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（建築工事）

１　公告　令和　７年　６月１８日
２　申請期間　令和　７年　６月１９日から
　　令和　７年　６月３０日まで
３　資格確認通知　令和　７年　７月　３日
４　設計図書閲覧期間　令和　７年　６月１８日から
　　令和　７年　７月２３日まで
５　開札（第１回）　令和　７年　７月２４日
　　（第２回）　令和　７年　７月２５日
　　（第３回）　令和　７年　７月２８日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札 入札業者名	第1回	第2回	第3回	結果
広島・小倉特定建設工事共同企業体	２，１６０，０００	２，０７０，０００	１，９８５，０００	落札

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　８月　４日

工事請負入札参加業者調書

業者名 調査事項	広島建設㈱
代表者氏名	島　田　秀　貴
所在地 （本店又は主たる営業所）	柏市豊四季１００４番地
建設業許可番号	大臣(特-6)第 18588 号
総合評定値 （建築一式工事）	１，３９１点
年間平均完成工事高	１６，８４３，５６１千円
営業年数	５１年
資本金	８０，０００千円
主な実績	柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）建築工事[柏市]

議案第　４号

工事の請負契約の締結について

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（電気設備工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市立高田小学校の校舎の長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事を行いたいので提案する。

１　名称

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（電気設備工事）

２　場所

柏市高田３７６番地の３

３　概要

小学校の校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事に係る電気設備工事一式

(1) 電力設備工事

(2) 通信・情報設備工事

４　契約の方法

制限付一般競争入札

５　契約金額

２７５，０００，０００円

６　契約の相手方

城山・森特定建設工事共同企業体

構成員　柏市十余二２４９番地３３６

（代表者）城山電機株式会社

代表取締役　須　賀　健　仁

構成員　柏市東一丁目５番１７号

株式会社森電気工業所

代表取締役　森　明　治

議案第４号資料

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（電気設備工事）関係

契約の経過

件名　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（電気設備工事）

１　公告　令和　７年　６月１８日
２　申請期間　令和　７年　６月１９日から
　　令和　７年　６月３０日まで
３　資格確認通知　令和　７年　７月　３日
４　設計図書閲覧期間　令和　７年　６月１８日から
　　令和　７年　７月２３日まで
５　開札　令和　７年　７月２４日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札業者名＼入札	第１回	結果
城山・森特定建設工事共同企業体	２５０，０００	落札
会田・後藤特定建設工事共同企業体	２９０，０００	

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　８月　４日

工事請負入札参加業者調書

業者名 調査事項	城山電機㈱	会田電業㈱
代表者氏名	須　賀　健　仁	會　田　広　之
所在地 （本店又は主たる営業所）	柏市十余二２４９番地３３６	柏市柏三丁目７番６号
建設業許可番号	知事(特-6)第 27663 号	知事(特-4)第 4222 号
総合評定値 （電気工事）	１，００４点	１，０６０点
年間平均完成工事高	１，０８７，９７３千円	２，０９９，８８４千円
営業年数	３４年	５５年
資本金	２８，０００千円	２０，０００千円
主な実績	道の駅しょうなん再整備工事（電気設備工事）［柏市］	柏市立田中小学校第一校舎建替工事（電気設備工事）［柏市］

議案第　５号

工事の請負契約の締結について

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（機械設備工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市立高田小学校の校舎の長寿命化改良工事及び給食棟等の増築工事を行いたいので提案する。

１　名称

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（機械設備工事）

２　場所

柏市高田３７６番地の３

３　概要

小学校の校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事に係る機械設備工事一式

(1) 空気調和設備工事

(2) 給排水衛生設備工事

(3) 消火設備工事

(4) ガス設備工事

４　契約の方法

制限付一般競争入札

５　契約金額

４７８，５００，０００円

６　契約の相手方

岡田・大黒特定建設工事共同企業体

構成員　柏市豊四季２５８番地の２

（代表者）株式会社岡田工業所

代表取締役　岡　田　　勇

構成員　柏市旭町三丁目１番５号

株式会社大黒工業

代表取締役　佐　藤　隆　久

議案第５号資料

柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（機械設備工事）関係

契約の経過

件名　柏市立高田小学校校舎長寿命化改良工事及び給食棟等増築工事（機械設備工事）

１　公告　令和　７年　６月１８日
２　申請期間　令和　７年　６月１９日から
　　令和　７年　６月３０日まで
３　資格確認通知　令和　７年　７月　３日
４　設計図書閲覧期間　令和　７年　６月１８日から
　　令和　７年　７月２３日まで
５　開札　令和　７年　７月２４日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札業者名＼入札	第１回	結果
岡田・大黒特定建設工事共同企業体	４３５，０００	落札

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　８月　４日

工事請負入札参加業者調書

業者名 調査事項	㈱岡田工業所
代表者氏名	岡　田　　勇
所在地 （本店又は主たる営業所）	柏市豊四季２５８番地の２
建設業許可番号	知事(特-4)第 1208 号
総合評定値 （管工事）	８５６点
年間平均完成工事高	６９６，１４９千円
営業年数	５５年
資本金	５０，０００千円
主な実績	柏市立田中小学校第一校舎建替工事（機械設備工事）［柏市］

議案第　６号

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和６年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第８号）の一部を次のとおり変更する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（建築工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和６年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第８号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「２，８５７，８００，０００円」を「２，８９７，４２６，４００円」に改める。

議案第６号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（建築工事））関係

契約の経過

１　変更契約

(1) 見積書の徴取　令和　７年　７月１４日

(2) 仮契約　令和　７年　７月２８日

２　変更の理由

契約の相手方から，賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が著しく不適当になったとして，本件工事に係る建設工事請負契約第２６条第６項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約金額の変更の請求があったもの

議案第　７号

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和６年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第９号）の一部を次のとおり変更する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（電気設備工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和６年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第９号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「１，０４５，０００，０００円」を「１，０９３，１２７，２００円」に改める。

議案第７号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（電気設備工事））関係

契約の経過

１　変更契約

(1) 見積書の徴取　令和　７年　７月１１日

(2) 仮契約　令和　７年　７月１８日

２　変更の理由

契約の相手方から，賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が著しく不適当になったとして，本件工事に係る建設工事請負契約第２６条第６項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約金額の変更の請求があったもの

議案第　８号

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和６年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第１０号）の一部を次のとおり変更する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（機械設備工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和６年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第１０号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「８５４，７００，０００円」を「９０３，８１７，２００円」に改める。

議案第８号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事（機械設備工事））関係

契約の経過

１　変更契約

(1) 見積書の徴取　令和　７年　７月１５日

(2) 仮契約　令和　７年　７月１８日

２　変更の理由

契約の相手方から，賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が著しく不適当になったとして，本件工事に係る建設工事請負契約第２６条第６項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約金額の変更の請求があったもの

議案第　９号

工事の請負契約の締結について

柏北部中央地区２号近隣公園整備工事（造園）について，次のとおり請負契約を締結する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業に係る公園を整備したいので提案する。

１　名称

柏北部中央地区２号近隣公園整備工事（造園）

２　場所

柏市正連寺９７番１ほか

３　概要

植栽工事，園路広場整備工事，修景施設整備工事，遊戯施設整備工事，管理施設整備工事等

４　契約の方法

制限付一般競争入札

５　契約金額

２４２，０００，０００円

６　契約の相手方

加藤園・豊四季特定建設工事共同企業体

構成員　柏市十余二２８７番地１８

（代表者）株式会社加藤園緑化建設

代表取締役　　加　藤　　明

構成員　柏市花野井１５２１番地

豊四季造園土木株式会社

代表取締役　　松　丸　　貴

議案第９号資料

柏北部中央地区２号近隣公園整備工事（造園）関係

案内図

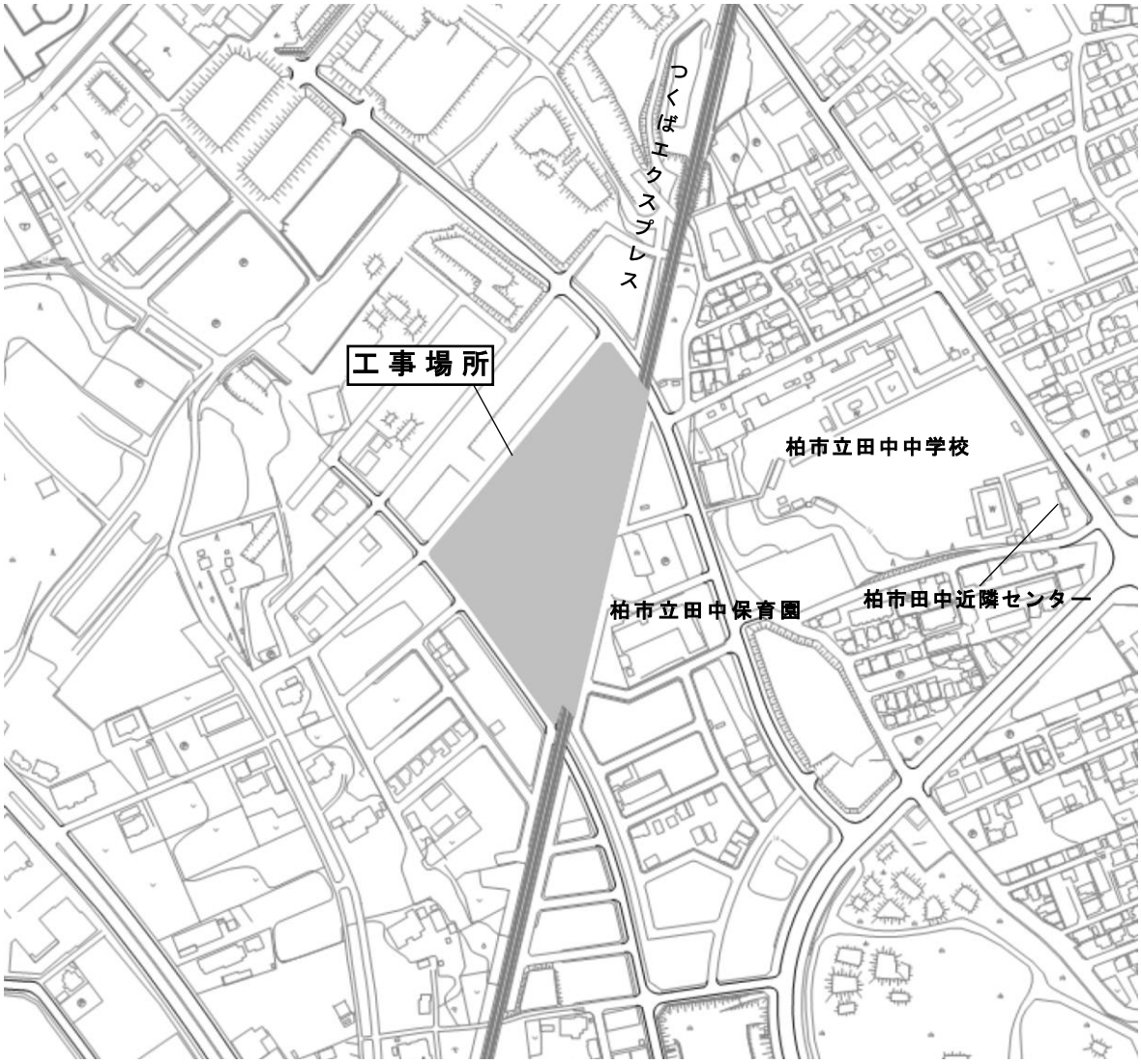

平面図

車止め
駐車場
工事対象外
小堤
車止め
小堤
ベンチ
ベンチ
ベンチ
駐輪場
工事対象外
東屋
車止め
木製デッキ
水盤
ベンチ
トイレ
メインエントランス
車止め
水景施設機械室
小堤
ベンチ
ペンタゴンパーゴラ
遊具
ベンチ
ベンチ
水飲み
バスケットボールコート
ベンチ
車止め
遊具
小堤
ベンチ
N
駐輪場
サブエントランス
車止め
TX高架下

契約の経過

件名　柏北部中央地区２号近隣公園整備工事（造園）

１　公告　令和　７年　７月　２日
２　申請期間　令和　７年　７月　３日から
　　令和　７年　７月１４日まで
３　資格確認通知　令和　７年　７月１７日
４　設計図書閲覧期間　令和　７年　７月　２日から
　　令和　７年　８月　６日まで
５　開札（第１回）　令和　７年　８月　７日
　　（第２回）　令和　７年　８月　８日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札業者名＼入札	第１回	第２回	結果
加藤園・豊四季特定建設工事共同企業体	２３４，０００	２２０，０００	落札

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　８月１５日

工事請負入札参加業者調書

業者名 調査事項	㈱加藤園緑化建設
代表者氏名	加　藤　　明
所在地 （本店又は主たる営業所）	柏市十余二２８７番地１８
建設業許可番号	知事(特-3)第 9345 号
総合評定値 （造園工事）	８１７点
年間平均完成工事高	８８，５２５千円
営業年数	４８年
資本金	２０，０００千円
主な実績	（仮称）正連寺並木道整備工事[柏市]

議案第１０号

財産の取得について

消防車両の整備を図るため，次のとおり財産を取得する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車を取得したいので提案する。

１　取得する財産

災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車　１台

２　契約の方法

制限付一般競争入札

３　取得価格

１６４，９８９，０００円

４　契約の相手方

東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階

株式会社モリタ　東京支店

支店長　　山　北　忠　司

議案第１０号資料

財産（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）取得関係

契約の経過

件名　災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

１　公告　令和　７年　５月　７日
２　申請期間　令和　７年　５月　８日から
　　令和　７年　５月１４日まで
３　資格確認通知　令和　７年　５月１５日
４　仕様書等閲覧期間　令和　７年　５月　７日から
　　令和　７年　５月２１日まで
５　開札　令和　７年　５月２２日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札業者名＼入札	第１回	結果
㈱モリタ	１４９，９９０	落札

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　５月２９日

財産取得入札参加業者調書

業者名 調査事項	㈱モリタ
代表者氏名	加　藤　雅　義
本店の所在地	兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
売上高	２８，７４５，５８３千円
販売の経験年数	１６年
資本金	１，０００，０００千円
主な実績	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車［柏市］

議案第１１号

財産の取得について

災害等対応用備品の整備を図るため，次のとおり財産を取得する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

災害対策用プライベートルームを取得したいので提案する。

１　取得する財産

災害対策用プライベートルーム　３００張

２　契約の方法

制限付一般競争入札

３　取得価格

２３，８５９，０００円

４　契約の相手方

柏市高田１３５２番地４

株式会社柏葉商会

代表取締役　　石　地　正　子

議案第１１号資料

財産（災害対策用プライベートルーム）取得関係

契約の経過

件名　災害対策用プライベートルーム

１　公告　令和　７年　６月１８日
２　申請期間　令和　７年　６月１９日から
　令和　７年　６月２５日まで
３　資格確認通知　令和　７年　６月２５日
４　仕様書等閲覧期間　令和　７年　６月１８日から
　令和　７年　７月　２日まで
５　開札　令和　７年　７月　３日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札業者名＼入札	第１回	結果
㈱柏葉商会	２１，６９０	落札
㈱サイボウ	２１，８４０	
㈲コンドウ防災	２１，９００	

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　７月　８日

財産取得入札参加業者調書

業者名 調査事項	㈱柏葉商会	㈱サイボウ
代表者氏名	石　地　正　子	結　城　　剛
本店の所在地	柏市高田１３５２番地４	埼玉県さいたま市見沼区 卸町二丁目６番１５号
売上高	８２，８１４千円	６，２２２，８９４千円
販売の経験年数	１５年	６年
資本金	１０，０００千円	５０，０００千円
主な実績	間仕切りパーテーションセット（高田松ケ崎他６地区）［柏市］	間仕切りパーテーション（屋根）［柏市］

㈲コンドウ防災
近　藤　正　也
柏市新富町二丁目６番６１号
８８，８２８千円
２５年
３，０００千円
間仕切りパーテーションセット（永楽台・増尾・光ケ丘・藤心・酒井根地区）［柏市］

議案第１２号

財産の取得について

救急車両の整備を図るため，次のとおり財産を取得する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

災害対応特殊救急自動車を取得したいので提案する。

１　取得する財産

災害対応特殊救急自動車　１台

２　契約の方法

制限付一般競争入札

３　取得価格

３５，２００，０００円

４　契約の相手方

柏市桜台１４番１０号

千葉トヨタ自動車株式会社　柏桜台店

店長　　中　丸　祐　一

議案第１２号資料

財産（災害対応特殊救急自動車）取得関係

契約の経過

件名　災害対応特殊救急自動車

１　公告　令和　７年　６月１８日
２　申請期間　令和　７年　６月１９日から
令和　７年　６月２５日まで
３　資格確認通知　令和　７年　６月２５日
４　仕様書等閲覧期間　令和　７年　６月１８日から
令和　７年　７月　２日まで
５　開札　令和　７年　７月　３日
６　入札の状況

（単位　千円）

入札業者名＼入札	第１回	結果
千葉トヨタ自動車㈱	３２，０００	落札
千葉日産自動車㈱	３３，８８０	
㈱ベルリング	３７，９７０	

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

７　仮契約　令和　７年　７月　８日

財産取得入札参加業者調書

業者名 調査事項	千葉トヨタ自動車㈱	千葉日産自動車㈱
代表者氏名	出　野　祥　平	山　本　　功
本店の所在地	千葉市中央区登戸二丁目２番７号	千葉市中央区本千葉町９番２１号
売上高	８９，９７６，８５４千円	４４，２８４，２３６千円
販売の経験年数	７８年	８２年
資本金	５０，０００千円	５０，０００千円
主な実績	高規格救急自動車製造［浦安市］	高規格救急自動車［柏市］

㈱ベルリング
山　木　拓　磨
東京都港区六本木三丁目２番１号
７１５，８３４千円
１４年
１０，０００千円
高規格救急自動車・災害対応特殊救急自動車［柏市］

議案第１３号

財産の取得について

柏市立小中学校の情報機器の整備のため，次のとおり財産を取得する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

ＧＩＧＡスクール用タブレット端末及びタブレットカバーを取得したいので提案する。

１　取得する財産

(1) 柏市立小中学校情報機器（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）（Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ）　３３，９７０台

(2) タブレットカバー　３３，９７０個

２　契約の方法

随意契約

３　取得価格

１，５７６，９６２，１３４円

４　契約の相手方

東京都江東区東陽二丁目３番２５号

株式会社内田洋行　営業支援統括グループ

取締役常務執行役員　営業支援統括グループ統括

小　柳　諭　司

議案第１３号資料

財産（柏市立小中学校情報機器（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末））取得関係

契約の経過

件名　柏市立小中学校情報機器（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）

１　見積り合わせ　　令和　７年　７月３０日

２　見積り合わせの状況

（単位　円）

見積り／指名業者名	第１回	結果
㈱内田洋行	１，４３３，６０１，９４０	決定

契約金額は，見積金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

３　仮契約　　令和　７年　８月　４日

財産取得見積り合わせ参加業者調書

業者名 調査事項	㈱内田洋行
代表者氏名	大久保　　昇
本店の所在地	東京都中央区新川二丁目４番７号
売上高	２７７，９４０，０００千円
販売の経験年数	６３年
資本金	５，０００，０００千円
主な実績	児童・生徒用タブレット型情報端末等［東京都世田谷区］

議案第１４号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

開発行為による帰属道路等を市道路線として認定したいので提案する。

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	11280 号線	大室字御領前 1028－5 大室字御領前 1024－10	
2	11281 号線	大室字御領前 1028－5 大室字御領前 1032－4	
3	11282 号線	大室字東山 1441－3 大室字東山 1442－22	
4	21199 号線	西原五丁目 86－231 西原五丁目 86－239	
5	21200 号線	西原四丁目 577－859 西原四丁目 577－848	
6	31189 号線	布施字十三本原 1074－2 布施字十三本原 1074－31	
7	31190 号線	布施字大日 975－8 布施字大日 975－13	
8	41284 号線	高田字遠上 6－2 高田字遠上 2	
9	41285 号線	高田字遠上 13－1 高田字遠上 11－1	
１０	41286 号線	高田字東下ノ台 1021－8 高田字東下ノ台 1020－5	
１１	41287 号線	篠籠田字小町 1374－30 篠籠田字小町 1374－25	
１２	41288 号線	篠籠田字内野 710－47 篠籠田字内野 710－56	
１３	41289 号線	篠籠田字内野 710－3 篠籠田字内野 710－62	
１４	41290 号線	篠籠田字内野 710－63 篠籠田字内野 710－41	
１５	51160 号線	戸張字南台 955－22 戸張字南台 955－1	

１６	51161 号線	戸張字南台 955－26	
		戸張字南台 955－36	
１７	51162 号線	あかね町 772－27	
		あかね町 772－19	
１８	61265 号線	豊住三丁目 104－59	
		豊住三丁目 105－47	
１９	61266 号線	増尾一丁目 1780－13	
		増尾一丁目 1781－2	
２０	61267 号線	増尾一丁目 1780－13	
		増尾一丁目 1780－23	
２１	61268 号線	増尾一丁目 1832－20	
		増尾一丁目 1782－8	
２２	71185 号線	逆井三丁目 49－30	
		逆井三丁目 49－168	
２３	71186 号線	逆井字林ノ台 745－42	
		逆井字林ノ台 745－36	
２４	81237 号線	南増尾三丁目 79－77	
		南増尾三丁目 79－92	

議案第１４号資料

市道路線認定関係（数字は，議案に記してある整理番号）

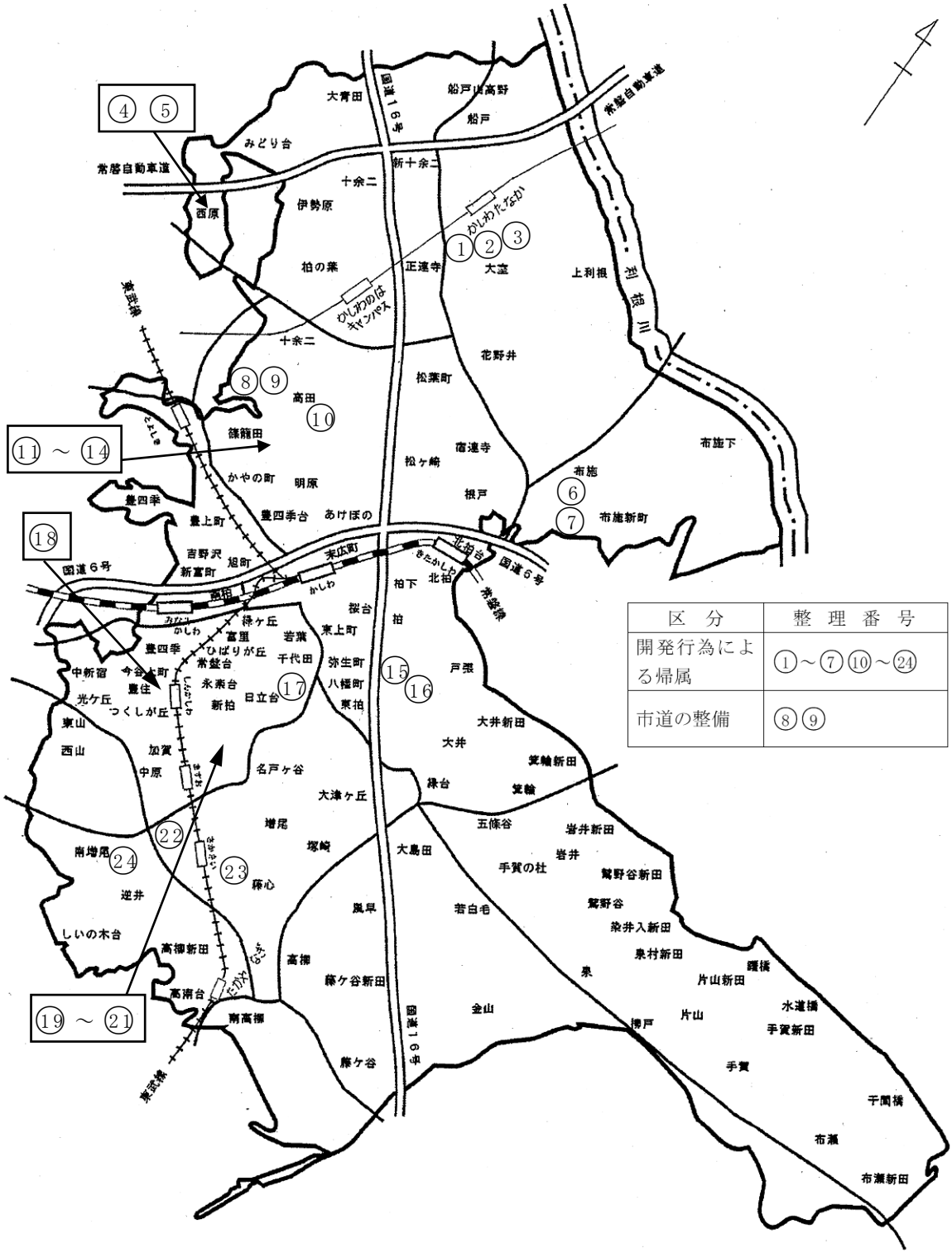

区　分	整　理　番　号
開発行為による帰属	①～⑦⑩～㉔
市道の整備	⑧⑨

整理番号１，２（大室）　開発行為による帰属

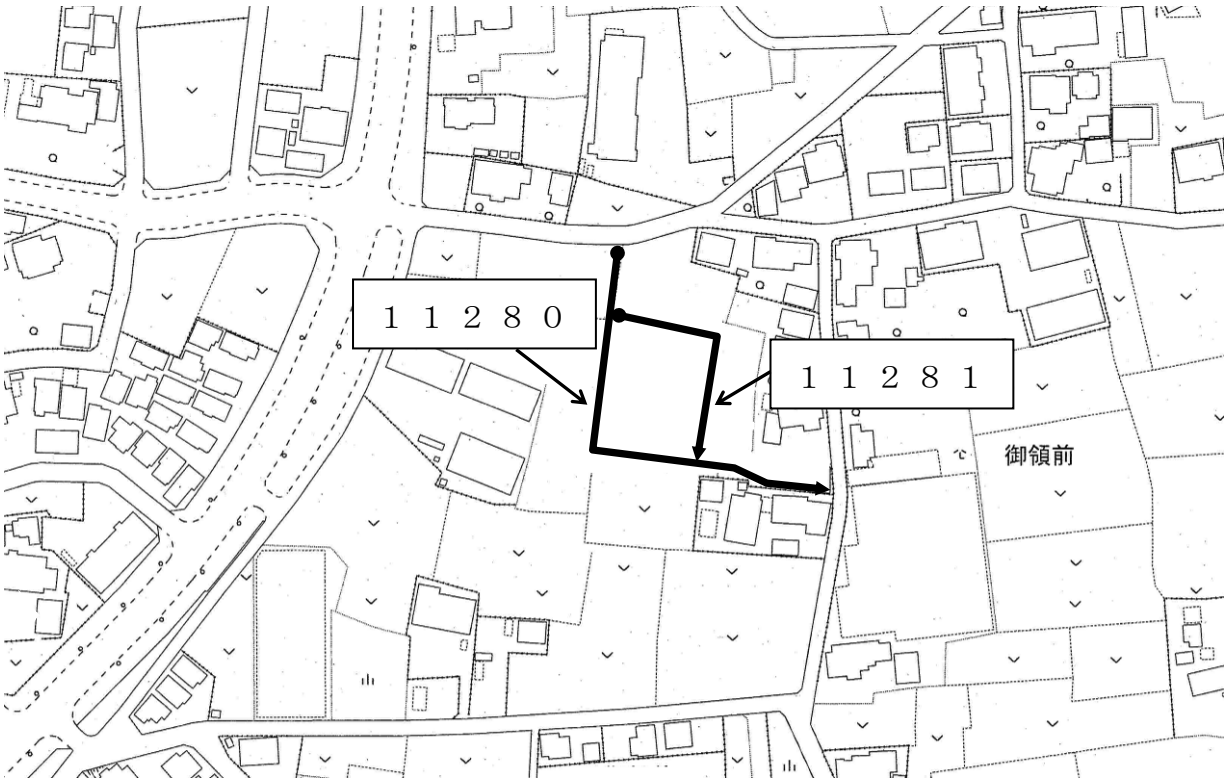

整理番号３（大室）　開発行為による帰属

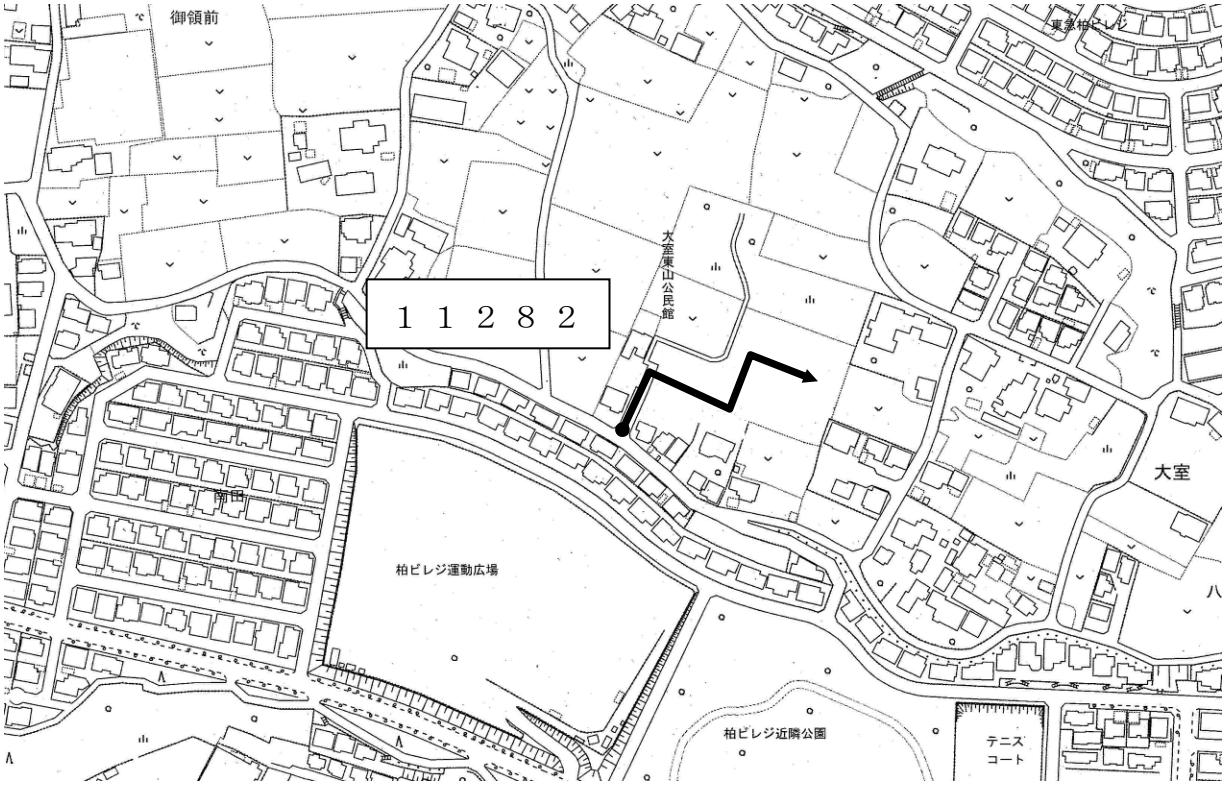

整理番号４（西原五丁目）　開発行為による帰属

整理番号５（西原四丁目）　開発行為による帰属

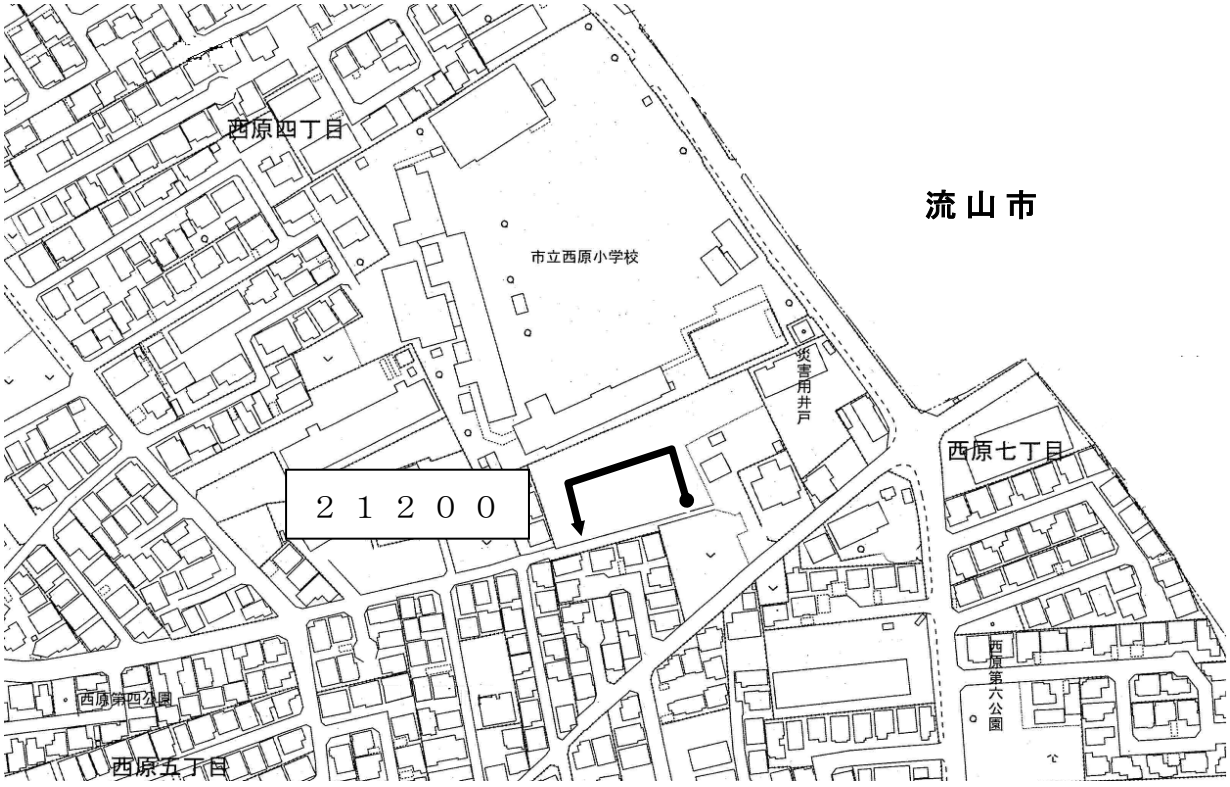

整理番号６，７（布施）　開発行為による帰属

整理番号８，９（高田）　市道の整備

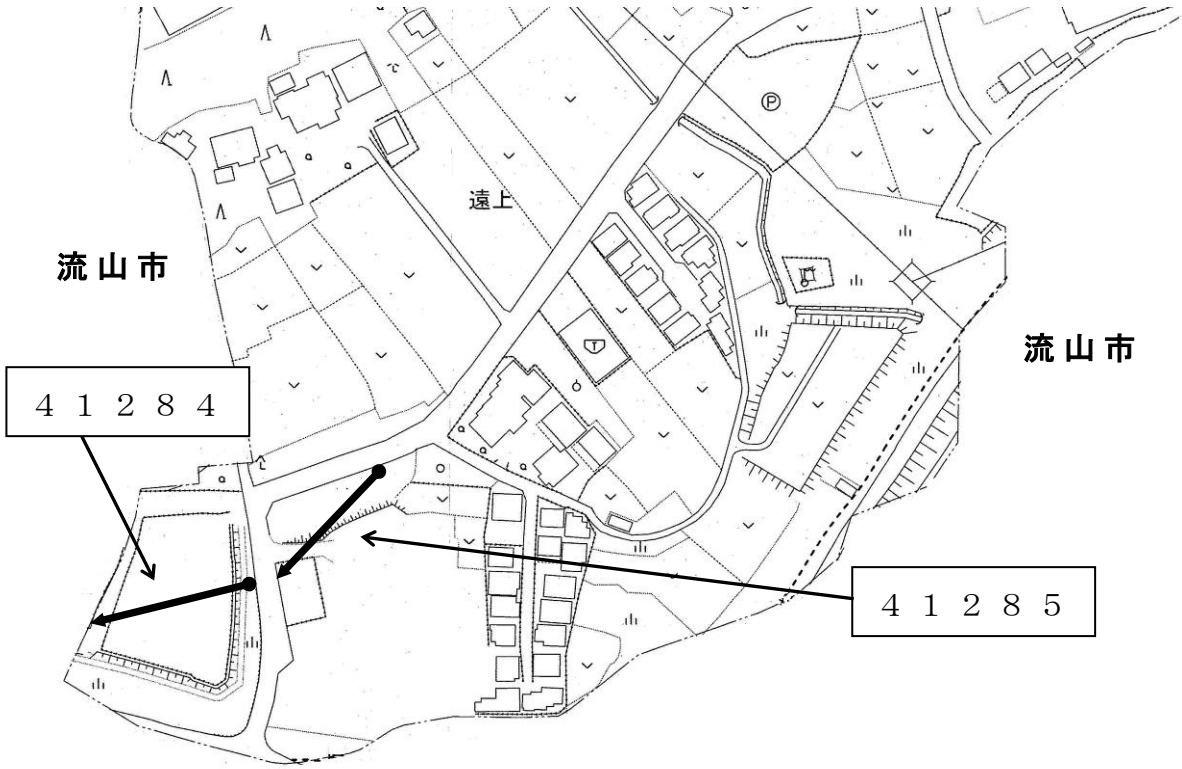

整理番号１０（高田）　開発行為による帰属

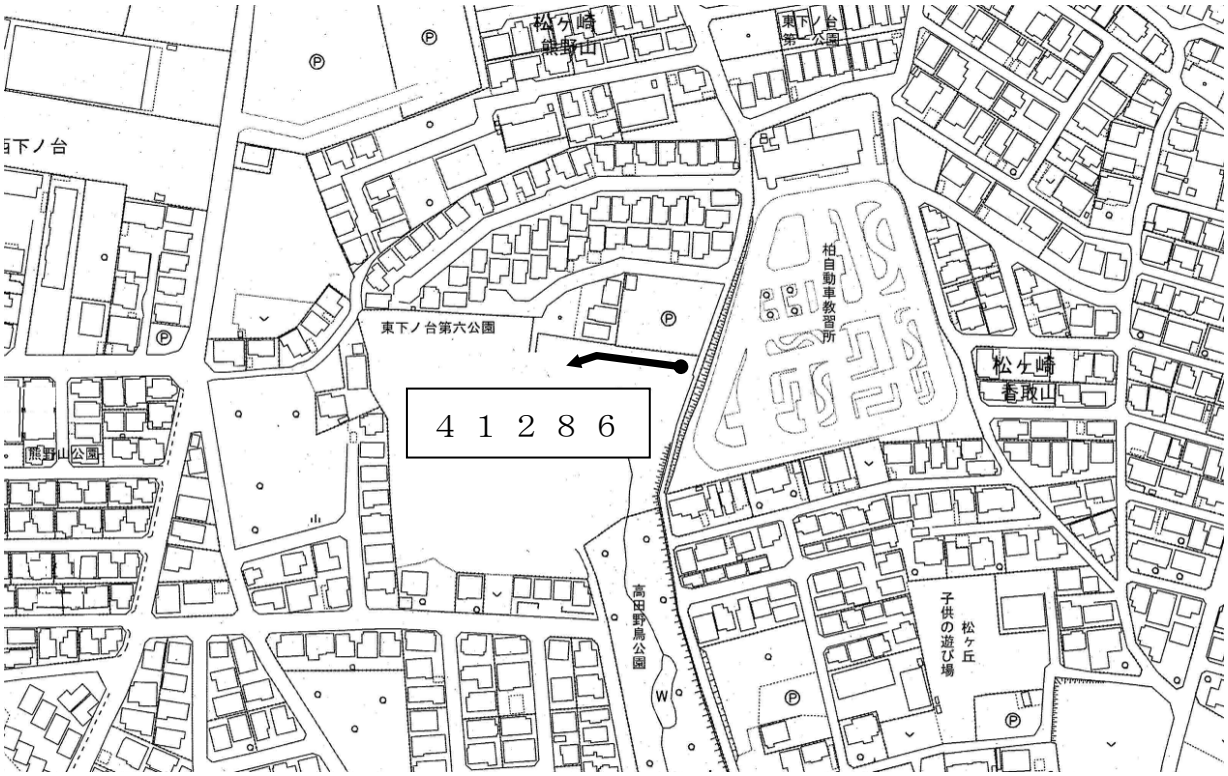

整理番号１１（篠籠田）　開発行為による帰属

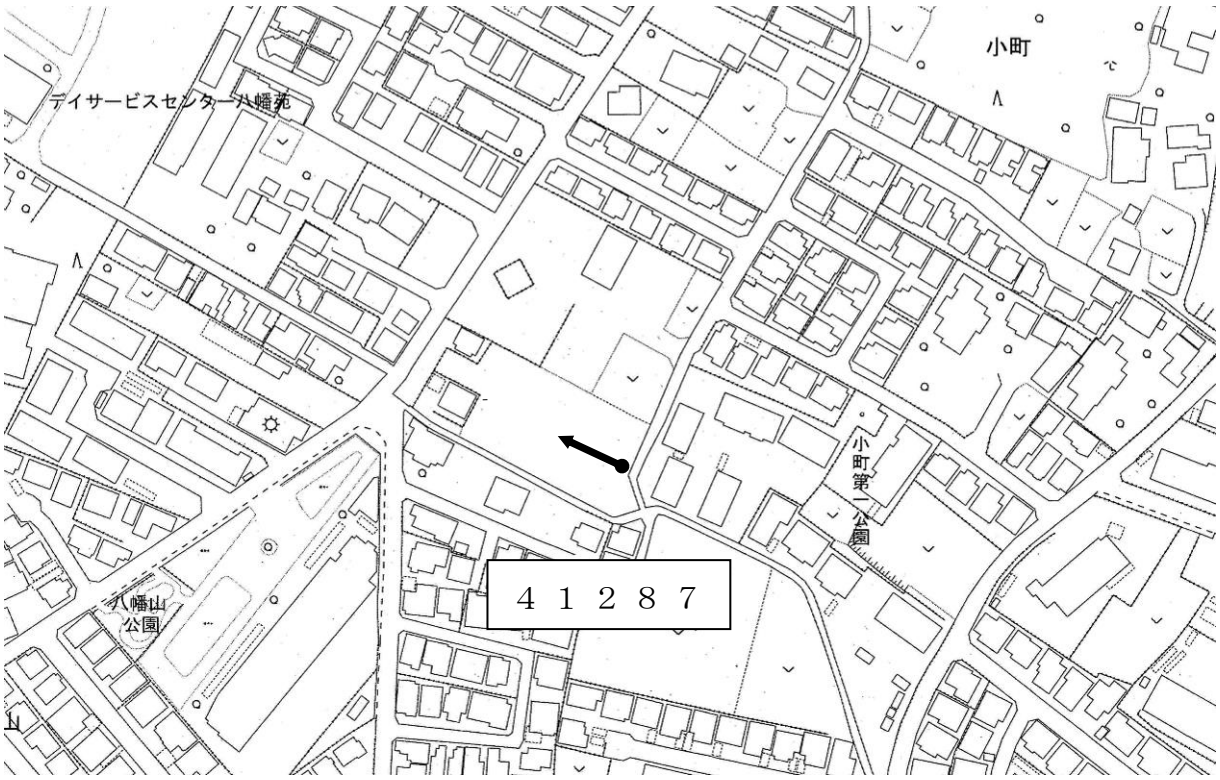

整理番号１２，１３，１４（篠籠田）　開発行為による帰属

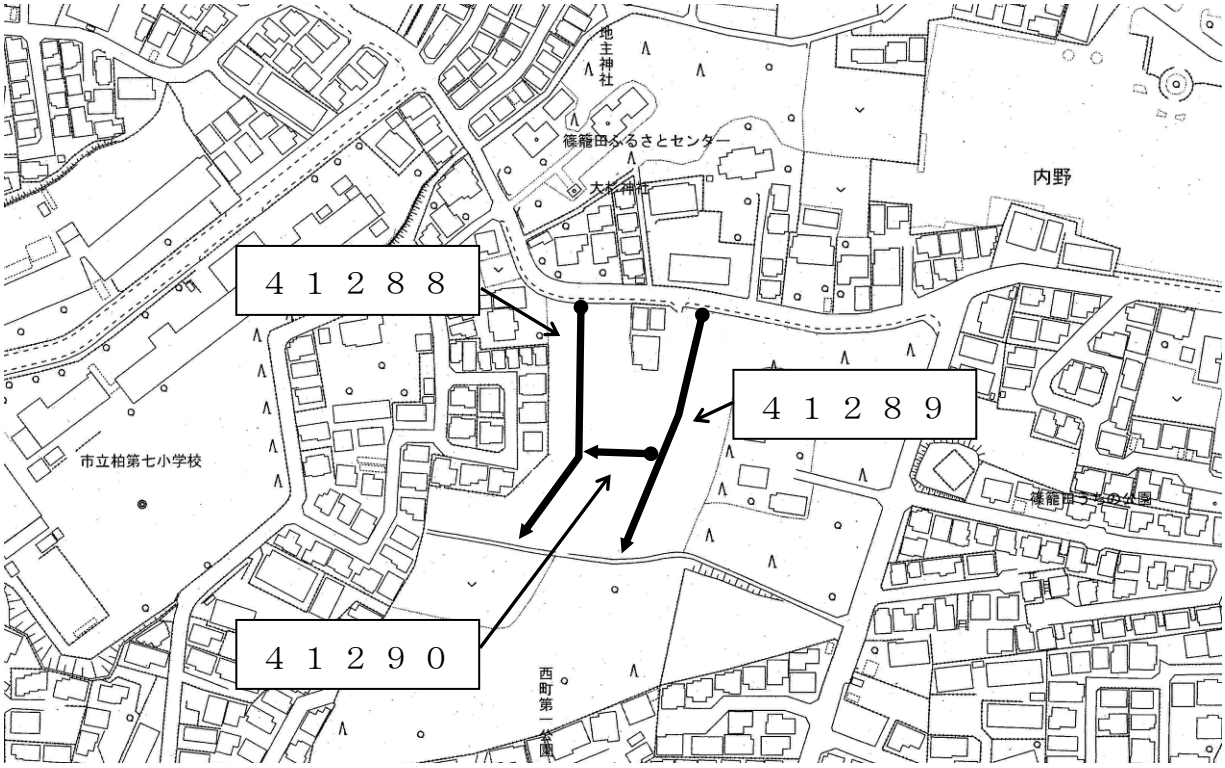

整理番号１５，１６（戸張）　開発行為による帰属

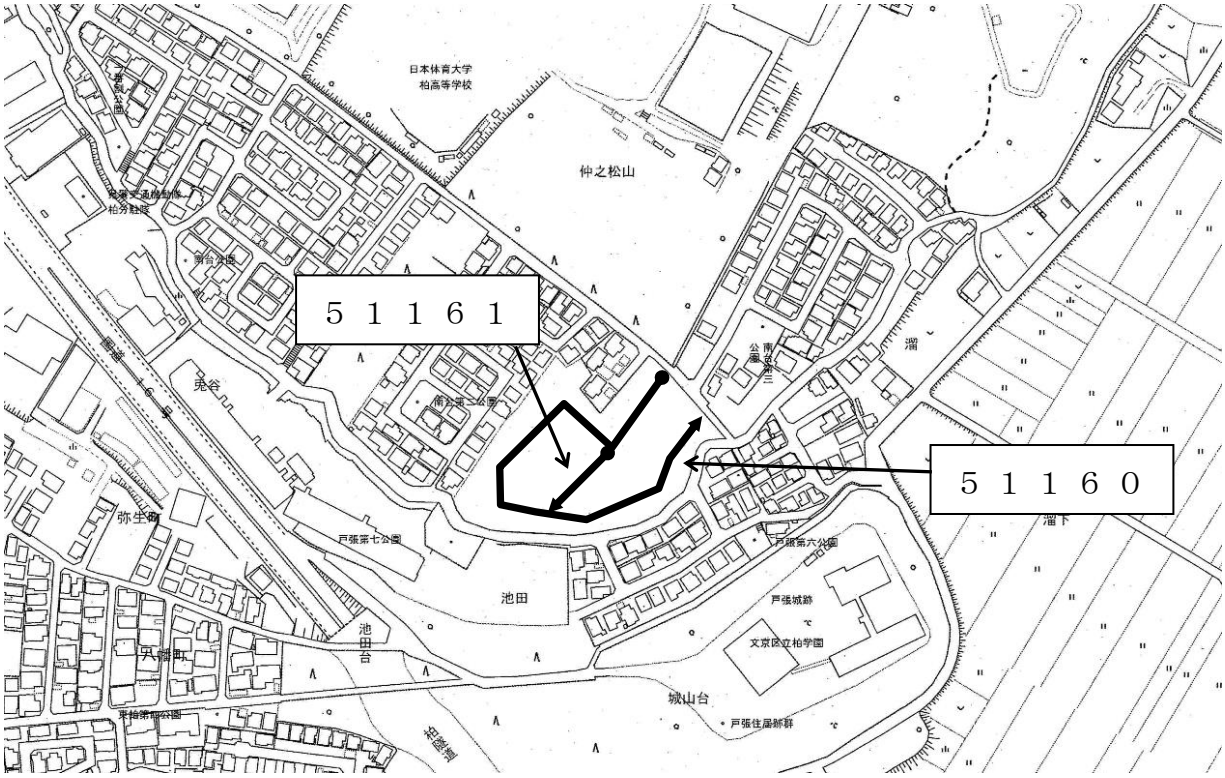

整理番号１７（あかね町）　開発行為による帰属

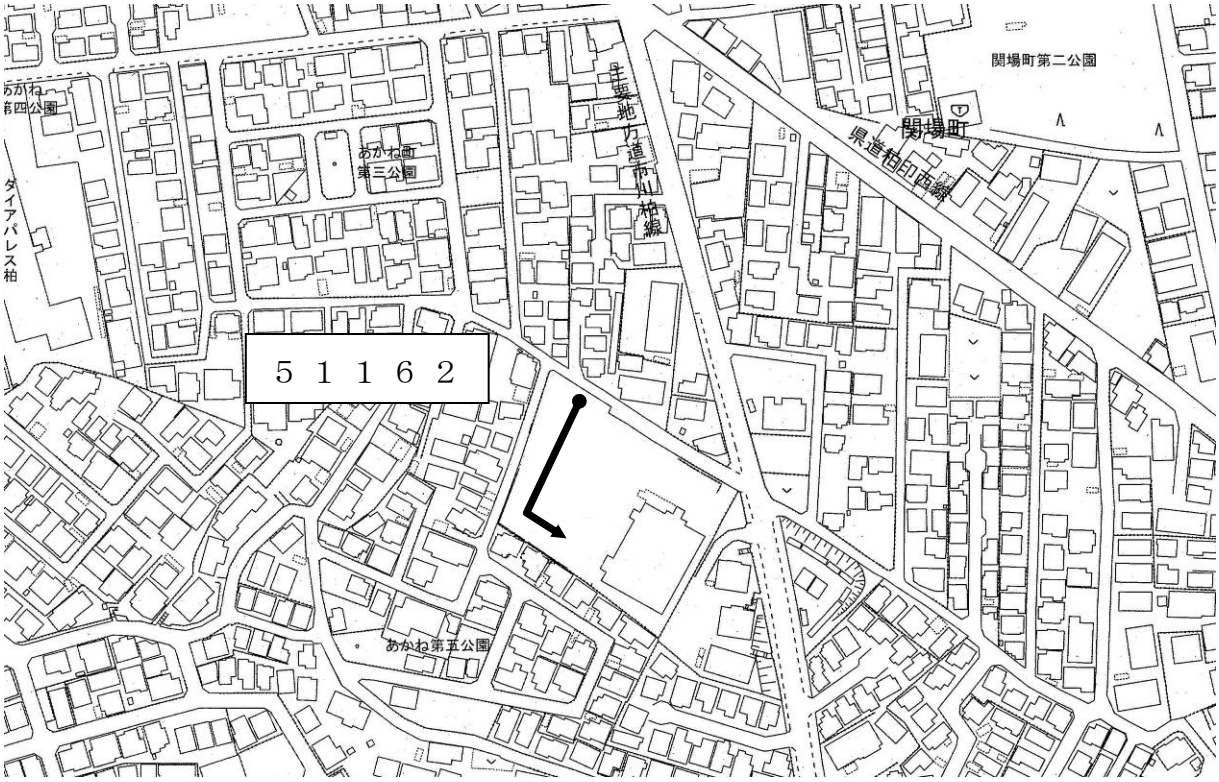

整理番号１８（豊住三丁目）　開発行為による帰属

整理番号１９，２０，２１（増尾一丁目）　開発行為による帰属

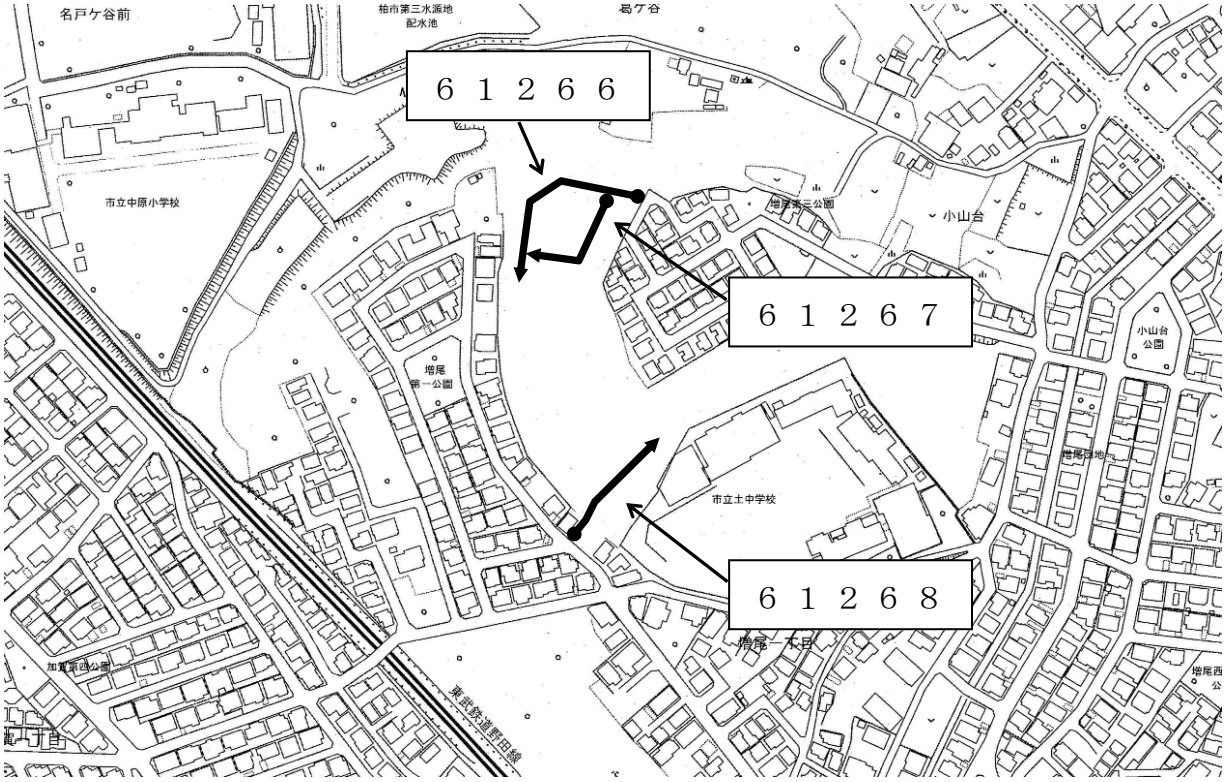

整理番号２２（逆井三丁目）　開発行為による帰属

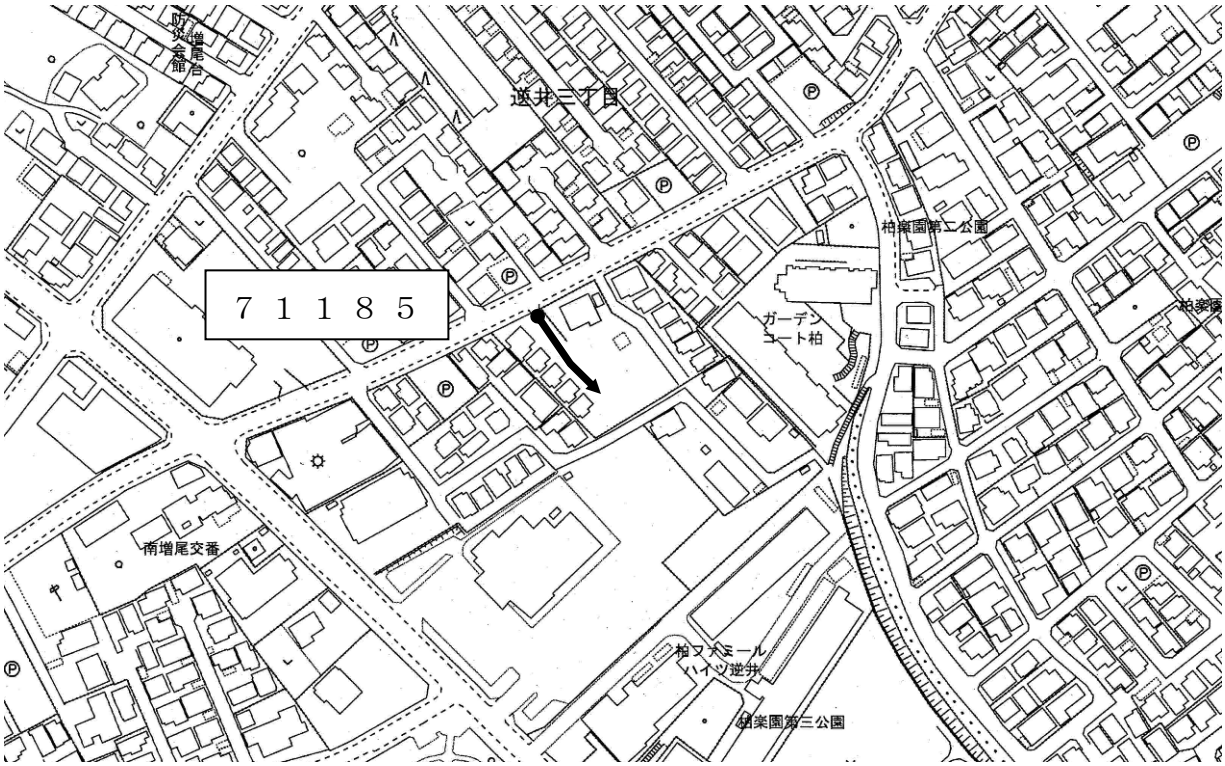

整理番号２３（逆井）　開発行為による帰属

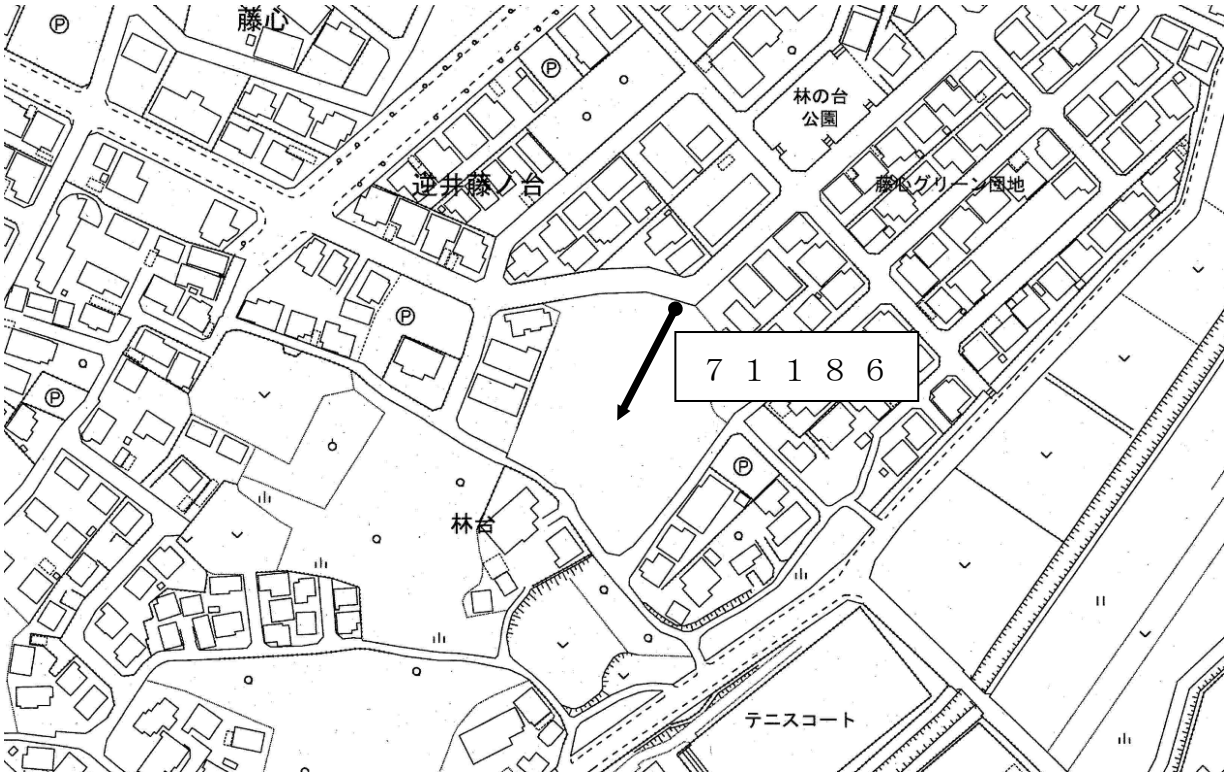

整理番号２４（南増尾三丁目）　開発行為による帰属

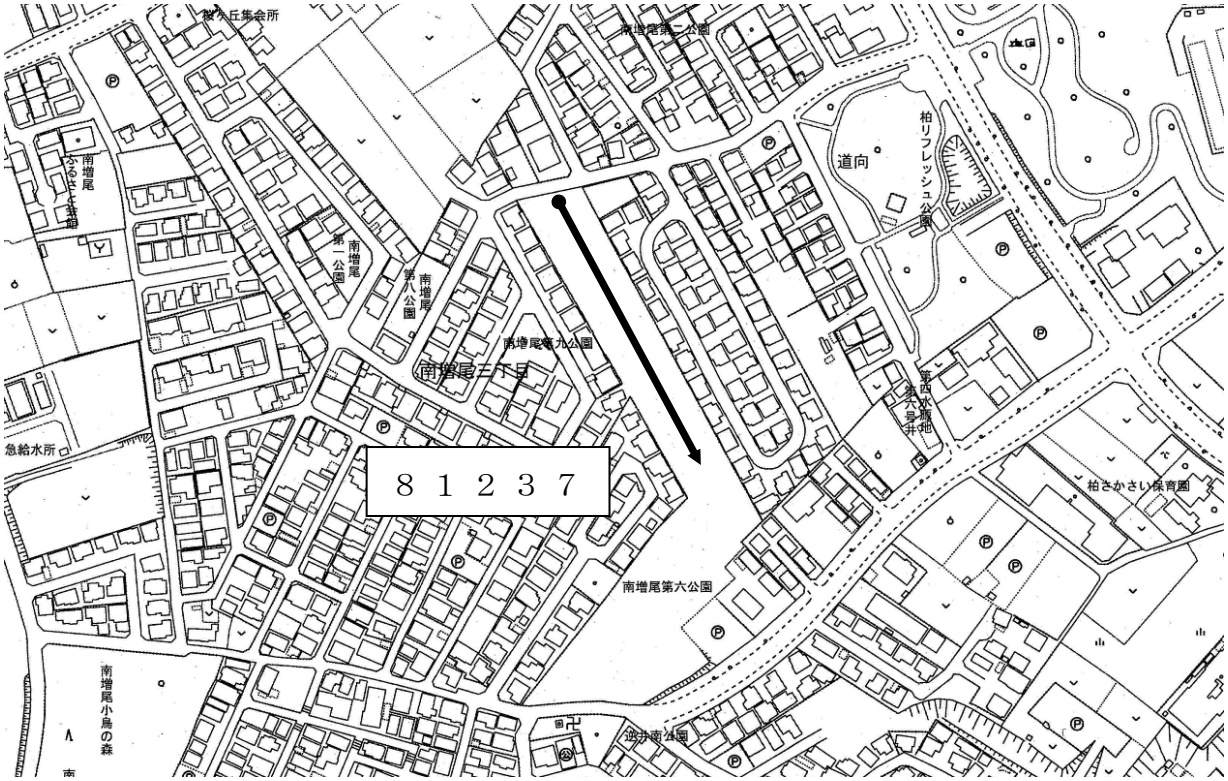

議案第１５号

字の区域の設定及び廃止並びに変更について

地方自治法第２６０条第１項の規定により，次のとおり本市内の字の区域を新たに画し，及び廃止し，並びに変更する。

令和　７年　９月　５日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業の施行に伴い，字の区域を新たに画し，及び廃止し，並びに変更したいので提案する。

次の図のとおり，根戸及び北柏台の区域の一部をもって新たに根戸一丁目及び根戸二丁目の区域を画するとともに，新たに画された区域内に存する字の区域を変更し，及び廃止する。

字の区域の設定，変更及び廃止図

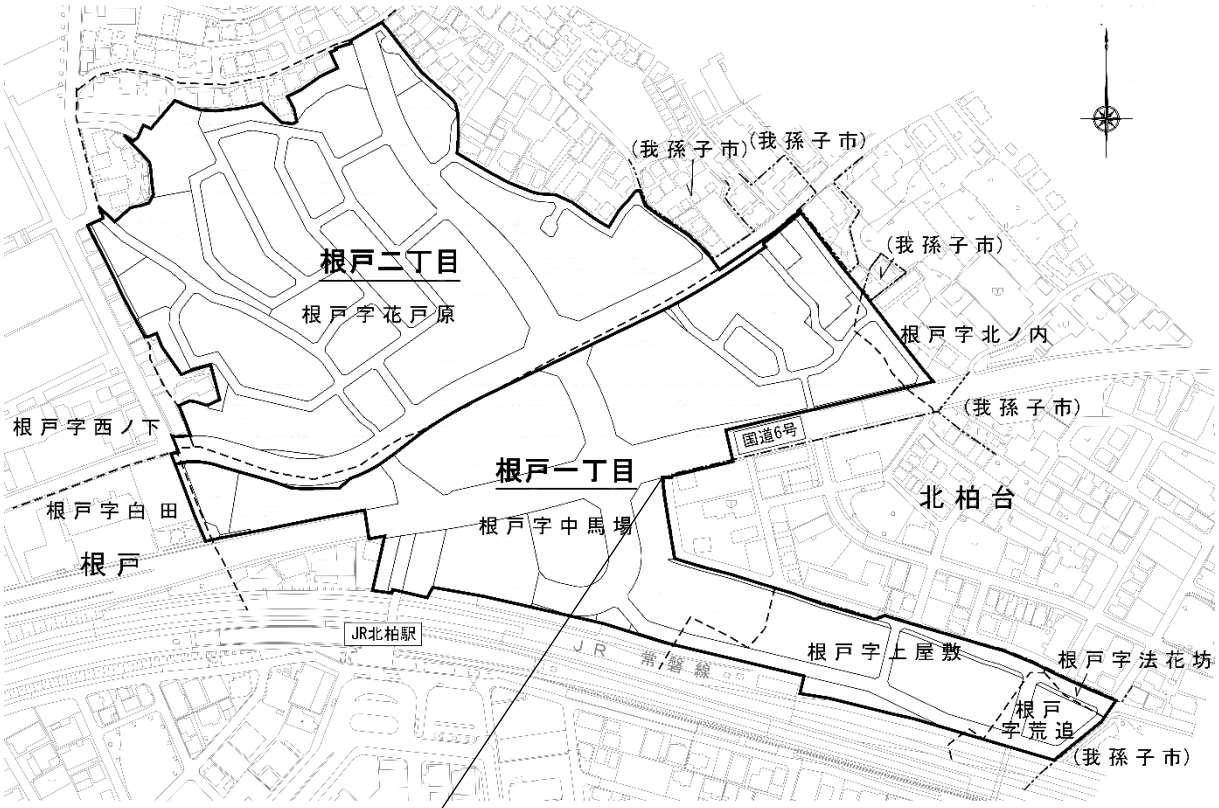

拡大図

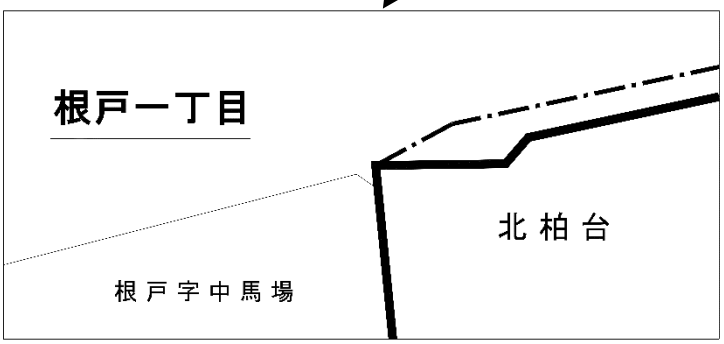

凡　例	
新大字名	根戸一丁目
現大字・字名	根戸字花戸原
―・―・―	市界
━━━	新大字界
―・―・―	現大字界
― ― ―	現字界